参考資料1

OTO案件の総点検調査票概要

内閣府市場開放問題苦情処理対策室

本資料は、対策本部決定(問題提起案件中対策本部決定がなされた案件)、問題提起内容・対処方針(問題提起案件中その他一括案件)及び 苦情内容・対処方針(個別処理案件)において、所管省庁における現状・対応状況をもとに、OTO事務局において、平成14年11月11日開催の OTO推進会議における説明資料として概要をとりまとめたものです。

問題提起プロセス編

(対策本部決定)

- 1 動植物・食品関係
- 2 医薬品・医療用具・化粧品関係
- 3 工業関係等
- 4 運輸・交通関係
- 5 建設関係
- 6 情報・通信関係
- 7 輸入手続関係
- 8 その他

(その他一括案件)

- 1 動植物・食品関係
- 2 医薬品・医療用具・化粧品関係
- 3 工業関係等
- 4 運輸・交通関係
- 5 建設関係
- 6 情報・通信関係
- 7 輸入手続関係
- 8 その他

個別処理案件編

- 1 動植物・食品関係
- 2 医薬品・医療用具・化粧品関係
- 3 工業関係等
- 4 運輸・交通関係
- 5 建設関係
- 6 情報・通信関係
- 7 輸入手続関係
- 8 その他

表中の記号については、

- + (省庁欄):所管省庁によって「輸入促進的な措置を行う」とされた項目
 - (右欄) : 所管省庁によって「輸入促進的な措置を行う」とされた項目のうち、措置が全て施行済みである項目
 - (右欄) :所管省庁によって「輸入促進的な措置を行う」とされた項目のうち、一部施行されている項目
 - (右欄) :所管省庁によって「輸入促進的な措置を行う」とされた項目のうち、措置の遅れている項目
 - (省庁欄):所管省庁によって「輸入促進的な措置を行う」とされていない項目
 - * (右欄) : 所管省庁によって「輸入促進的な措置を行う」とされていない項目のうち、当初の対処方針にない新たな改善措置が講じられた項目

問題提起プロセス編

(対策本部決定)

1 動植物・食品関係

_ 動植物・食品関係				
	省庁		現 状	
植物検疫の透明化・合理化 (70101)	+		「基準・認証制度等に係る市場開放問題について」(平成14年7月10日付け生産局長通知及び生産局植物防疫課長通知)により対応(以下、この案件において同じ)。 「輸入植物検査電算処理システム運用事業」等電子政府を実現させる各種手続の電算化の中でも最優先で取り組む手続に位置づけ、システム設計等について各植物防疫所において検討する。 植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号)別記第11号様式に消毒命令等の具体的理由を明示して交付する。	
	+	は、個別の交付要求がなくとも「消毒(廃棄)命令書」を自動的に交	植物防疫所毎に「消毒(廃棄)命令書交付希望登録簿」を備え付け、 輸入業者等からの希望により、品目別、和文・英文別に登録する。当 該登録業者の貨物が輸入検査で不合格となった場合は、その都度、個 別の交付要求が無くとも消毒(廃棄)命令書を交付する。また、当該 制度について、説明会等で周知を図る。	
	+	象植物等に与える影響の少ない消毒方法や、臭化メチルを用いない又 は使用量の少ない消毒方法を確立し採用するよう努力する。 -	現在、国内外で開発研究(炭酸ガスによるくん蒸等)が進められているが、今後、各植物防疫所においても更に積極的に開発研究に取り組むこととする。	
	+	輸入業者等の負担を軽減し、利便性の向上を図るため、輸入業者等毎の検査開始時刻の目安を輸入業者等の照会に対応して通知できる方策について検討する。	輸入業者等が閲覧できるよう当日予定される検査の一覧を掲示する。 当該掲示に当たっては、植物防疫官の事務所出発予定時刻及び検査順 路を記載する。また、輸入者が直接検査に立会う場合には、可能な限 り詳細な検査開始時刻を輸入者に対し通知する。	
	+		「植物検疫協会を介さないくん蒸の実施に関する周知について」(平成14年6月1日付け植物防疫課長通知)をもって、関係団体に周知するとともに、各植物防疫所長宛てに適切な指導の実施及び植物検疫手続の透明化に努めるよう通知した。引き続き適切に対応する。	
	+	助的業務の実施に、民間技術者や非常勤職員を活用する等季節的な輸入量の変動に応じ全件即日検査を実施するための対処方策を検討する。	季節的な輸入量の変動への対応として、繁忙期には、植物防疫官の補助的業務について非常勤職員の雇用等により業務の円滑化を図る。また、コンピュータシステムの運用やデータベースの作成など民間の技術力を活用できる業務に関しては、外部委託等による効率的実施も検討する。	
食品検査機関の民間への開 (70102) 放	+	食品衛生法上の指定検査機関を民間にも開放するように、必要な措置 について具体的内容を明らかにし、法律改正について、できる限り今 国会(第154回)中に、遅くとも次期国会では提案することを目指す。	原則として、平成15年に予定されている食品衛生法の抜本的改正の中で措置を予定。	

新たに導入された登録外国 認定機関制度の活用(有機 JAS)	(70103)	+	今回の問題提起により新たに登録外国認定機関等の登録に係る標準処申請の迅速な処理に努めており、平成14年9月13日までに欧州の5機関理期間(3か月以内)と設定したが、その実行に当たっては、事務処理の効率化等を図り申請の迅速な処理に努める。
		+	登録外国認定機関の増加を図る観点から、登録申請に必要な書類等の 一部について、英語による記載を認める等登録外国認定機関の登録を 付を義務付けている書類のうち、どの書類が英語での提出を認められ 容易にするための具体的措置を検討する。 本では、おいという点について検討を行っているところ。
			「JAS制度と同等制度を有する国」を要件としないこと、またその場合 (参考)「同等性を有する国」の指定状況:EU15カ国及びオーストラリーには、国際的に信頼性が確立している機関(例えばIOAS)に登録されア (平成 13 年 3 月) 、 ア メ リ カ 合 衆 国 (平 成 14 年 3 月) ている機関を活用すること等JAS法の改正について検討し、必要な措置を講ずる。
食品検査機関の民間への開放	(60101)	+	食品衛生法上の指定検査機関を民間にも開放するように、必要な措置 原則として、平成15年に予定されている食品衛生法の抜本的改正の中について具体的内容を明らかにし、法律改正について、できる限り今で措置を予定。 国会(第154回)中に、遅くとも次期国会では提案することを目指す。

2 医薬品・医療用具・化粧品関係

案件名(番号)	f	省庁	対策本部決定・対処方針	現	
栄養補助食品に関する規制 の緩和	(60201)	+	栄養補助食品のカテゴリーのあり方について決定するとともに医薬品	栄養補助食品のカテゴリーに関しては、保健機能食品制度を創設し、 平成13年4月から施行している。医薬品の範囲基準の見直しについて は、平成13年3月27日の通知により「医薬品の範囲に関する基準」を改 正し、医薬品と食品の判断基準を明確化した。	
	J		に検討し、結論を得る。	通常の食品に使用される指針とは別に、保健機能食品であって、カプセル、錠剤等通常の食品形態でない食品の成分となる物質の指定及び使用基準改正に関する指針を策定した。	
		+	期に、OTO推進会議に対し報告を行う。	栄養補助食品のカテゴリーのあり方については、平成12年12月7日に開催された第27回OTO推進会議に報告した。	
医療用具の外国製造承認に おける手続の簡素化	(50201)	+		国内管理人に関する取扱いについては、医療用具のクラス分類の見直 しに併せて、承認不要医療用具の範囲を拡大することにより、国内管 理人を不要とする医療用具の範囲を拡大した。	
	Ī	+	までに検討結果を公表する。また、その他の人体にとってリスクの低	「薬事法施行規則の一部を改正する省令」(平成10年3月公布)により、家庭用電気マッサージ器、磁気治療器、その他のリスクの低い医療用具について承認不要範囲の拡大を図った。	
	J	厚労 +	対応する。	平成13年5月に欧州共同体との間で、相互承認に関する協定に署名するに当たり、この協定がその効力を生じる日から二年以内に医療機器に関する交渉を開始する意図を表明した。	

3 工業関係等

案件名(番号)	省庁	対策本部決定・対処方針	現 状	
家電リサイクル法に基づく (70301) リサイクル料金設定	経産 +	る。また、これによりリサイクル料金が今後の製品の多様化や企業努力等の状況により生ずるリサイクル・コストの変化に見合うものとなるよう十分監視する。	平成13年11月14日の産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会の資料において、東京都及び横浜市の家電4品目の処理費用と主要家電メーカーが設定したリサイクル料金を比較した情報を提供した。この資料は、経済産業省のホームページで公開されている。平成14年4月以降、リサイクル料金について問い合わせがあった場合、この資料を提供している。	
	+	たなリサイクル・システムの構築が不当に制限されること等により、 製品市場及びリサイクル市場における競争が制限されることのないよ		

4 運輸・交通関係

案件名(番号)		省庁	対策本部決定・対処方針	現 状	
毒物及び劇物のタンクコン テナによる国内輸送容量に 関する基準の見直し	(70401)		毒物及び劇物をタンクコンテナにより運搬する際の基準について、速 やかに調査を終了させ、国内の基準が国際基準に整合するように見直 しを行い、平成14年度の早期に政令改正を行う。	毒物及び劇物の運搬容器に関する基準について、国際基準との整合を 図るため検討を進めており、平成14年内に措置する予定である。	
港湾業務への市場原理導入	(60401)	+	め、コンテナ貨物取扱量の太宗を占める主要9港において、港湾運送事		
高速自動車国道等における 自動二輪車の二人乗り禁止 規制	(60402)			マナーアップ・キャンペーンの実施等広報啓発活動の推進、運転教育の充実、危険運転を行う暴走族に対する取締の重点的な実施を行っている。	
			自動二輪車について、各国の利用スタイル、免許制度等について調査 をし、平成12年中に結果を得る。	平成13年1月に調査結果をOTOのホームページに掲載公表。	
モーターホーム(大型キャンピングカー)に係る保管 場所証明の基準等の見直し	(60403)	+	一定の保管管理がなされている場所を使用本拠の位置として認定し、 保管場所証明が取得できるかを検討し、問題がなければ平成12年中に 措置。	平成12年12月15日「キャンピング・トレーラーに係る使用の本拠の位置の特例について」の都市交通対策課長通達を発出。	
けん引自動車及び被けん引 自動車に係る車検制度の改 正等	(60404)	+	を可能とするために、個々の自動車に、その自動車がけん引可能な車両の重量の上限を自動車製作者が表示するという欧米型の方式を導入することの可否を含めて、キャンピングトレーラーの登録時の手続き	国土交通省では、有識者等による検討会を設置し、平成12年12月に検討結果を取りまとめた。現在、この結果を受けて、ユーザーから記載事項変更の申請があった場合には、最大牽引重量を自動車検査証の備考欄に記載し、その数値を超えない範囲でトレーラーを牽引することができるようにするべく、具体的な検討を引き続き行っているところ。	

けん引免許の区分化	(60405) 警	図けん引免許を区分する必要性の有無を検討し、平成12年中に結論を出車両総重量750kgを超え2t未満までの小型トレーラーに限定したけんす。具体的には、2t未満の小型トレーラーと他の被けん引車との事故 引免許を新設する道路交通法施行規則の一部改正を平成14年6月1日か 客等の事故分析、運転技術上の差異の調査を早急に行う。 ら施行。	
トレーラーハウス等の規制 のあり方に関する検討会報 告書	(60406) 内持	引「トレーラーハウス等の規制のあり方に関する検討会」報告書は、今 同報告書について、報道関係者、トレーラーハウス輸入業者、商工会後も必要に応じ関係団体等に送付する等、周知徹底を図る。また、本議所等の関係者に送付するとともに、OTOのホームページにも掲載し、検討会は、今後も、必要に応じてOTO推進会議に対し、その検討内容にその周知を図っている。また、個別事業者や個人からの照会に対しても、所管省庁と連携し、その対応に当たっている。	

5 建設関係

案件名(番号)		省庁	対策本部決定・対処方針	現 状	
建設業の許可等に係る規制 緩和	(50501)		英文パンフレットの作成等により、建設業許可制度の仕組みに関する 広報活動の強化を平成10年中に行う。	建設業許可制度に関する英文の説明資料を作成し、相談のあった外国 企業等に配布しているとともに国土交通省のホームページに掲載し た。	
		+	建設業許可における業種区分の見直しにつき、総合的な検討を行い、 早期に結論を得る。併せて、建設業者に関する情報の公開について も、検討を行う。	建設業法第7条第2号に規定する建設業の許可に係る営業所専任技術者の資格要件(実務経験年数)について、技術的共通性の高い他業種での実務経験を許可を受けようとする業種の実務経験として認めることを措置。(平成11年3月30日建設省告示第964号)	
		国交 +		国土交通大臣に係る建設業許可申請について、オンライン申請による 受付を開始する(2004年4月までに実施予定)。	

6 情報・通信関係

案件名(番号)	省月	現 状
J P N I C によるインター ネット・ドメインネームの 登録方針の改善	(50601) 総系	(問題提起)一社につき複数のドメイン名を割り当てるべき。 (対応)2001年2月登録申請開始の汎用jpドメイン名については、一社複数ドメイン名の登録が可能。ただし、属性型・地域型jpドメイン名については不可。
		(問題提起)日本で登記されていない外国企業に対してもjpドメイン名を与えるべき。 (対応)汎用ドメイン名については、日本事務所等、日本国内に通知を受け取る場所を持つ場合には、外国企業でもjpドメイン名が登録可能。ただし、属性型・地域型jpドメイン名については不可。
		(問題提起)競争原理の導入などによるJPNIC登録料の引き下げ、申請システムのオンライン化による申請手続きの簡素化を図るべき。(対応)ドメイン名登録・管理業務に関してはJPRS(㈱日本レジストリサービス)に移管。登録料に関してもJPRS申請価格を14,000円(年間維持料7,000円)まで引き下げ。

7 輸入手続関係

案件名(番号)		省庁	対策本部決定・対処方針	現 状	
Air-NACCSの料金体系の見直 し	(70701)	+	の徹底、業務の外部化等について、平成14年度から速やかに講ずべき 措置の具体化に取り組むことによって、利用料金の一層の低廉化を実	パブリックコメントを実施し、算定根拠・理由等の情報を提供するなど透明性に向けた努力を実施しており、一層の情報公開に取り組む予定。電算機運転代行等の外部委託を引き続き実施。本年8月にnet NACCSの競争入札を実施する等更なる効率化に努めている。	
	-	+	適切な場を速やかに設置する等新たな料金体系の見直し方策を講じ	有識者を含めた適切な場を平成15年度には立ち上げるべく準備作業を 行っている。これに資するため、14年9月10日、センター内に利用料金 研究会を立ち上げた。	
コンテナ貨物に係る税関検 査体制の改善	(60701)			平成13年2月横浜港、14年3月神戸港、大阪港に導入。14年度中に東京港、名古屋港、博多港に導入予定。	
	-		利用を促進。	予備審査制度の利用率は平成8年11.0% 13年37.0%に伸び、入港から輸入許可までの時間は半分以下に短縮。簡易申告制度を利用した輸入申告は平成14年4月には全国で3000件を超える。	
インターネットを活用した NACCS等通関手続の改善	(60702)	+	平成13年秋のAir NACCS更改等の機会を捉えてインターネットを利用できるように取り組む。Sea NACCSは次期更改予定の平成19年を待たずに出きるだけ早い時期に取り組む。	インターネット接続は平成14年度中の実現に向け開発作業を進めている。	
			Eメールによる事前教示については、文書によるものと同等の効力を 認める方向で検討し、平成12年中に結論を出す。	政府認証基盤の開発を前提に実施することを平成12年度に決定し、その開発を待って平成15年度中に実施予定。	
	-		分類情報検索システムについては、インターネットを通じて閲覧検索 できるようシステムの構築に向けた検討を平成12年中に終える。	平成14年春より、照会者が公開とした事前教示照会の回答について、 インターネットを通じて閲覧検索が可能となった。	
外国郵便物の課税に対する 納税方法の改善	(50701)	財務 総務 +		検討の結果、現行の現金納付が合理的かつ利便性があるとの結論に なった。	
税関事後調査方法の改善	(50702)		事後調査のあり方につき、平成10年中に検討結果を出す。	電子データで保存されている場合には、そのデータを検索し確認するなどして活用を図るとともに、書類等の保存されている事務所で実施することとし、負担軽減を行っている。調査実績等を新聞発表、税関ホームページ等に掲載。	

8 その他

案件名(番号)		省庁	対策本部決定・対処方針	現状	
上陸審査基準の見直し		+	雇用がなくとも、「その程度の規模」の投資があれば、投資・経営者としての上陸が許可されるが、規模を明確化するため、2人を雇用しない場合の合理的な審査上のガイドラインを平成12年中に作成する。		
消防法における火気設備設 置基準の見直し	(60802)	+	のについて、平成12年度中にガイドラインを策定し、消防機関に示	及び について措置済み。(火気設備等設置ガイドライン(平成13年3月)を策定し、法令改正。(消防法第9条及び消防法の一部を改正する法律(平成13年法律第98号)、消防法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第385号)等)	
関税見直しメカニズムの明 確化			訳も作成・公表する。関税率審議会の運営の一層の透明化に努める。	「関税改正の流れ」について、ホームページに英訳とともに掲載した。関税率審議会(現在、関税・外国為替等審議会)の答申・議事要旨をホームページに掲載する等、透明化に努めているが、平成11年9月の総会からは議事録を公開。	1
外国銀行に対する源泉徴収 免除証明書制度の廃止	(50802)		タックスアンサー、インターネットの活用等により、外国銀行に対する源泉徴収免除制度や証明書交付の外国銀行名称等の広報を強化。	毎年パンフレットを作成し、インターネットに掲載している。	
		+	るため、交付枚数や有効期間を含め具体的方策につき、平成10年中に	交付枚数は希望枚数を記載する方式にした。有効期限については、更 新時に過去5年間連続して期限内に法人税の確定申告書が提出されてい る場合には、5年間に延長する措置を講じた。	
外国企業の日本国内支店に 対する住民税算出基準の改 善	(50803)	+	地方の法人課税については、税制調査会等における検討を踏まえ、公平・中立・簡素の観点を基本として、内外の企業が活動しやすい環境の整備等にも配意しつつ、法人住民税均等割の税率のあり方等も含め、幅広く検討を行う。		

問題提起プロセス編

(その他一括案件)

1 動植物・食品関係

製性物・艮面料係				·	
案件名(番号)		省庁	対策本部決定・対処方針	現 状	
のくん蒸について	` ,	+	兎毛については、消毒の必要のないものとして取り扱うこととする。	平成14年8月13日に動物検疫所より名古屋商工会議所に「当該加工処理がなされたことを輸出国政府機関発行の証明書等で確認することができる場合は輸入時に消毒が不要である旨」連絡済み。	
見直し	, ,	+	で検査命令を実施してから3年間となる。その間違反事例がないことから、平成13年度末に実施する検査命令品目の見直しで、除外が可能か 検討することとする。		
検査の見直し			衛生法違反が毎年認められることから、検査命令対象品目から除外することは原則としてできない。	中国産養殖うなぎ及びその加工品については依然として食品衛生法違反が継続して認められていることから、現段階において検査命令対象 品目から除外することはできない。	
家畜輸入規制における農林 水産省と厚生労働省の統一 的対応の確保	(71104)	+	欧州での狂牛病多発により農林水産省が講じた措置は、家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫上の観点からの措置であり、厚生労働省が食品衛生法に基づき公衆衛生上の危害を防止するために講じた措置とは、完全に統一的な対応が確保できるものではないが、輸入者等の混乱をできるだけ最小限にとどめるために、今後とも厚生労働省の連携を図って参りたい。		
		+	と、家畜防疫上の観点から農林水産省が家畜伝染病予防法に基づき実 施する措置とは、完全に統一的な対応ができるものではないが、今後 とも関係省庁間で連携を図って参りたい。	対応しているところである。	
でん粉にかかる抱合せ制度の改善			餌用(飼料用)・工業用(コーングリッツ用、コーンフラワー用等) 輸入とうもろこしについては、でん粉用に使用されないため、抱合せ 制度の対象とすることは適当ではない。		
家畜伝染病予防法に基づく 指定検疫物(穀物のわら及 び飼料用の乾草)に係る海 外生産設備検査の基準の明 確化	(71106)	+	ついても、現地生産設備が日本の検査に合格していることが必要と		
検疫有害動植物に係る日本 の非検疫有害動植物リスト 方策について	(71107)		は、それぞれの国の事情を踏まえて最も効果的な検疫有害動植物の侵入の防止策をとるべきであり、リストの作り方だけを取り上げて議論することは適当ではない。なお、国際基準は、リストの作り方まで定	「検疫有害動植物リスト」策定に関しては、次のとおり、日・NZの専門家間で協議を行っている。 平成12年5月(東京)日・NZ植物検疫専門家会議、平成13年3月(東京)日・NZ植物検疫専門家協議、平成14年1月(東京)日・NZ植物検疫専門家協議、平成14年3月(ローマ)日・NZ非公式植物検疫専門家協議	

食品表示規制の弾力的運用	(61101)	農水 +	原産地表示の対象を生鮮食品全体(農産食品、畜産食品、水産食品)に 拡大し、輸入品だけでなく国産品についても原産地表示を義務付け る。これは消費者の商品選択に資するもの。 生鮮食品全体に原産地表示を義務付ける生鮮食品品質表示基準の制定 にあたっては、2000年4月の告示に向け、パブリックコメントの募集、 WTO通報など所要の手続きを行うことにより、透明性を確保していく。
植物検疫基準の緩和(キウイフルーツ)	,		ニュージーランド産キウイフルーツのくん蒸の対象となっている害虫 検疫有害動植物のリスト化に関する要請については、次のとおり、は、問題提起にあるように通常貯蔵中によく発生する病害虫ではなり、
植物検疫基準の緩和(リンゴ)	(61103)	農水	火傷病菌の寄生のおそれのあるりんご生果実に対して、現行の検疫措 米国産りんごの火傷病検疫措置に係る我が国植物検疫措置に関して、 置を廃止することは困難。しかしながら、ニュージーランドより現行 米国からの要請によりWTOパネルが設置された。平成14年10月下旬 の検疫措置にかわる措置の提案があり、当該措置が科学的・技術的に に、第1回パネル会合が開催される予定である。なお、ニュージーラ 妥当なものと確認された場合には、ニュージーランド側の意向を踏ま ンドは本パネルに第三国参加している。 えた検疫措置の変更は可能である。本件は、今後とも日本とNZの植物 検疫当局間で科学的・技術的な観点から議論を進めていくことが肝 要。
イマザリルの使用の許可	(61104)	厚労	日本人のみかんの摂取量は諸外国と比べ多いこと等から、イマザリル 現時点において、イマザリルの使用基準を改正することは、困難であ の使用は、柑橘類には許されているが、ミカンには許されていない。 ると考えている。
酪農産物輸入制度の改善	(61105)	農水	特定用途向け指定乳製品等の関税割当は、その割当基準等必要な情 毎年開催される日・NZ的農品需給情報交換会において、本件に関する報を関税割当公表等によって公表するとともに、NZに対しては、年2 説明を継続して行っている。枠の消化率向上に関する取り組みとしては、現在は年1回)開催される酪農品需給情報交換会議において説明しており、透明性の問題はない。
海苔輸入手続の改善	(61106)	経産	2000年2月1日付通商公示において、 総割当限度数量を昨年の6900万 総割当限度数量は毎年増枠されており、2002年2月1日付け通商公示に 枚から1億2000万枚(前年比74%増)に増枠する中で、需要者割当の総 割当限度数量に占める割合を67%から63%に引き下げるとともに先着 所割当てを5倍に増加、 先着順割当て申請者資格において、10万ドル 割当て56倍に増加、 先着順割当て申請者資格において、10万ドル 割当て3020万枚(17%)、需要者割当て1億1200万枚(62%)であり、需 以上の輸入実績のある者という要件を廃止、 公示の時期を2月末から 2月初めに前倒しにする等の改善措置が示された。
ワカメ輸入事前確認制度の 廃止	(61107)	農水 経産 +	本件は、2000年1月に通商産業省告示が改正され、ワカメの輸入に関すすでに制度が廃止されており、それ以降、規制は変更されていない。 る事前確認制度が廃止された。
植物検疫基準の見直し	(61108)	農水 +	韓国から非検疫有害動植物として指定すべきと要請されている害虫5 アシブトコナダニに関しては、下記の会合を通じて日韓専門家間で協種のうち、ミナミキイロアザミウマ等4種の害虫については、我が国議を行っているところである。平成12年2月:日韓植物検疫実務者会の発生予察事業の対象となっている重要な害虫である。ただし、アシ 合、平成13年4月:日韓植物検疫実務者会合、平成14年4月:日韓植物 校疫実務者会合、本成14年4月:日韓植物 校疫実務者会合るか否かにつき検討することとしたい。

輸入食器の検査	(61109)		されている。平成6年12月より、器具、容器句装及びおもちゃのうち	器具、容器包装及びおもちゃのうち、その材質、使用する着色料及び製法等が同一であるものについての、初回の検査成績書の写しの添付による、無期限の輸入時の検査省略については、今後とも輸入手続きの簡素化・迅速化の観点からその運用を図って参りたい。
あまり重要でない誤謬に関 する検疫所の対応	(61110)	+	食品等輸入届出書の記載事項に係るタイプミス等の軽微な誤りについては、不問に付すよう各検疫所長宛通知を行っているところであるが、再度通知、連絡会議を通じて各検疫所宛周知徹底を図ってまいりたい。	タイプミス等の軽微な誤りの取扱いについては、平成11年検疫所地区 別ブロック会議において、徹底を図ったところである。
外国で認められている食品 添加物の使用	(- ,		する指針」に基づくこととされている。本指針に従い、安全性等の資料を添えて、具体的に指定について要請されることが必要である。	新規食品添加物の指定は、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」に基づくこととされている。本指針に従い、安全性等の資料を添えて、具体的に指定について要請されることが必要である。
ダブルサンプリング検査の 廃止	(61112)			当該サンプリングは0157が社会問題となり、当該微生物にあって家畜への病原性も否定できないことから、動物検疫の立場から、平成8年8月19日から9月18日の間、東京と大阪において各200例について、期間及び例数を限定し実施したもので、現在は行っていない。
			理を実施しており、輸入者等から同時並行処理の依頼がなされ、検査 担当官署間での検討の結果、その実施が可能と判断されたものについ ては、各々の検査を同時に実施する措置を行っているところである。	平成6年4月より実施している同時並行処理については、今後とも、輸入者等からの依頼に基づいて検査担当官署間で協議を行い、その実施が可能と判断されたものについては積極的に実施するよう努めているところである。
動物検疫における検査証明 書の電子転送可能対象国の 拡大	(61113)		あったオーストラリアと我が国の間で平成10年3月から実施してお	現在のところ、オーストラリア以外の国において検査証明書の電子転送について具体的に実施要請を求められてはいないが、今後については、他の国からの要請に応じ、検査証明書の電子転送可能対象国の拡大を図る。
ベルギー産ピーマン及びト マトの輸入解禁	(51101)	+	根拠資料の提出を求めるとともに、タバコベと病に係るベルギー側の 検疫措置案が我が国への侵入防止措置として不十分であったことから	<最近の対応 > 平成14年8月:ベルギー側が実施した試験等について我 が国専門家の意見を聴取、平成14年9月:ベルギー側に輸入解禁のため
加工食品輸入検査の簡素化	,	+	度に基づく指定検査機関として登録され、検査結果について受入れて いるところ。	平成14年9月13日現在、韓国については、韓国食品衛生研究院(現韓 国保健産業振興院)を含め39機関が輸出国公的検査機関として登録さ れており、検査結果の受入れを行っているところである。
海苔輸入手続きの改善	(,	経産 +	られ議論が深められたところであり、引き続き当該会合の場で議論を 進めていくことで了解した。	平成11年2月に、輸入のりの売買に関する基本契約の原本及びその写し を所管省庁に提出する義務の撤廃、のり協会による一元輸入の廃止が 行われた。
ワカメ輸入事前確認制の廃 止	(51104)	経産	平成10年1月15~16日に開催された日韓水産物貿易協議の場で取り上げられ議論が深められたところであり、引き続き当該会合の場で議論を進めていくことで了解した。	
食品添加物の国内基準の見 直し	(51105)		│「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」に基づくことと	食品添加物の使用基準の改正にあたっては、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」に基づき改正を希望する者から厚生労働大臣に対して要請がなされれば適切に対処するものであるが、本件に係る要請はなされていない。

	指 メーカーの検査室等でも、一定の検査能力を有する検査機関については は、積極的に輸出国政府に指定の申請いただき、指定を受けた検査機 に関については、輸出国政府の申請に基づき速やかに輸出国公的検査機関として登録を行いたい。		İ
--	---	--	---

2 医薬品・医療用具・化粧品関係

案件名(番号)		省庁	対策本部決定・対処方針	現状
	(71201)		薬事法第61条では、個々の製品の「直接の容器又は直接の被包」に一定の事項を記載しなければならないと定めている。消費者の安全確保のため、小分けして販売しない旨を明記したとしても外側のセロハンを直接の被包とみなすことはできない。	対処方針のとおり。
化粧品の成分表示規制の緩和について	(71202)		ホルマリンドナー型防腐剤は、「ホルムアルデヒドに過敏な方および乳幼児のご使用はおさけください。」と注意表示を行うことを条件に化粧品に配合できることとしたものである。今後、新たな科学的知見があれば、薬事・食品衛生審議会の意見も聴きつつ、慎重に検討してまいりたい。	
医療用具輸入に際しての相 互認証の推進	,		医療用具の品質、有効性、安全性を確保するためには、他国で承認を取得したことをもって、承認手続きの簡略化はできない。しかし、一定条件のもと、外国試験データを申請資料として受け入れている。また、諸外国から相互承認協議の要請がある場合には積極的に対応することとしている。	
化粧品のラベル表示方法の 変更及び化粧品規制制度改 正の実施スケジュールの明 確化	(61202)	+	化粧品に関して、許可を受けている製造(輸入販売)業者の名称等を 直接の容器に記載せずに販売することは、保健衛生上の観点より困難 である。一方、試験設備、責任技術者の要件や許可業者間の委受託製 造の範囲等について、化粧品規制の全面的な見直しとあわせて検討を 行っているところ。	責任技術者について、一定の条件下で自社内複数箇所の兼務を認める こととした(平成13年3月)。加えて、今般の薬事法改正により、製造 行為の全面委託が可能となる(平成17年度施行予定)。
		厚労 +	化粧品規制制度改正については平成12年度末までに実施予定である。	化粧品については、平成13年4月より承認制を原則廃止し、ポジティブリスト方式及びネガティブリスト方式による成分規制の下、販売名を届け出ることにより自由に製造・輸入ができるようにした他、消費者への情報提供の観点から全成分の表示を義務づける制度に移行した。
栄養補助食品の規制の緩和 及びその迅速な実施	(51201)	+	剤型の自由化については、ビタミンの形状規制の緩和を既に行っており、ミネラル及びハーブについても、消費者において自ら正しい選択ができ、両者を混同しないように明確に食品としての適正な表示がなされていることを考慮しつつ、検討する。	栄養補助食品の剤型については、食品である旨が明示されている場合、原則として、形状のみによって医薬品に該当するか否かの判断は行わないこととした(平成12年4月)。
		+	等については、消費者が自分に必要なものを的確に選択できるような表示を考慮しつつ検討する。栄養補助食品を新たなカテゴリーとする対応を取ることについては、その措置の時期については、現在、省内関係部局による検討を行っており、国際的な動向をにらみつつ、必要に応じて本検討結果の報告等を行う。	
		+	通常海外で食品として扱われている栄養補助食品の取扱については、 平成9年3月にビタミンの規制緩和を行っており、ハープは平成9年4月 に検討委員会の設置を行い同年度中に措置、ミネラルは同年6月に検討 会を設置し平成10年度中に措置を予定している。	医薬品の範囲基準の見直しについては、平成13年3月27日付医薬発第 243号厚生労働省医薬局長通知により「医薬品の範囲に関する基準」を 改正し、医薬品と食品の判断基準を明確化した。

薬事法の適正な施行の確保	のあ	E大臣(都道府県知事)は、薬事法に違反する行為があったとき指摘のあった業者については、違反実態について調査を行いつつ、違この法令に基づき厳正に対処しているところである。 今回、指摘反事例が確認されたものについては、必要な措置を行っている。 いった業者については、違反実態の有無について調査を行い、その 後を踏まえて対処いたしたい。	
化粧品の成分規制における E U方式との同一化	・	E品規制については、平成8年12月に化粧品の在り方に関する検討会 検討会の最終報告は平成10年7月に公表され、これを踏まえ、承認制を 设置し、中間とりまとめにおいて欧米と同様の方式を取り入れるこ 原則廃止し、ポジティブリスト方式及びネガティブリスト方式による ぶっされ、現在、その際の具体的課題について検討中。最終報告に 成分規制の下、販売名を届け出ることにより自由に製造・輸入ができ るようにする他、全成分の表示を義務づける制度に移行した(平成13 年4月)。	

3 工業関係等

案件名(番号)	省庁	***************************************	現 状	
電気用品安全法の改正に伴 い新設された検査記録保存 義務の軽減	(71301) 経産	検査記録が電磁的方法によって保存されている場合にあっては、輸入 事業者の保有する電子計算機等を用いて検査記録を直ちに表示できる ことが確保できていれば足りる。	対処方針のとおり。	
乳幼児用肌着に含まれるホ ルムアルデヒドに関する規 制の緩和	(71302) 厚労+	日本の乳幼児用繊維製品へのホルムアルデヒドの含有許容基準は、諸 外国の基準と比較して著しく厳しいとは考えていない。ただし、試験 法については、ppmの単位で基準を示すようにするほか、移染と樹脂加 工品を科学的に区別し、別基準で取り扱えるようにするための見なお しを検討中。	えている。なお、基準値等については現在検討中である。	
毒劇物の輸入業登録の簡素 化	(61301) 厚労	保健衛生上の危害を防止するため、登録時に毒劇物の品目によって貯蔵・保管等の基準の適合性を判断する必要があること、事件が発生した場合等に、予め当該品目を製造・輸入している製造・輸入業者の所在地を把握しておく必要があることから、今後とも品目ごとの登録をすることとしている。		
化学物質審査手続の簡素化	経産 環境	化審法に基づく新規化学物質の届出、少量新規化学物質の申出については、届出手続きの簡素化を図るため、現在、電子媒体を用いた届出システムを構築しているところであり、平成12年度から電子媒体を用いた届出の受付を開始する予定である。	新規化学物質の申出については平成13年6月より、電子媒体を用いた受付を開始し、手続の簡素化を図ったところ。	
電気用品に関する外国基準の受入れ	(61303) 経産	UL規格の認証を受けたものの使用温度が電気用品取締法で定める認証の不要な限度値を超える場合には、個々にUL同様その使用に当たって認証を受けることが必要となる。		
ガス機器に関する外国基準 の受入れ		主として業務用に使用されるガス消費量の大きいガス機器に関して は、我が国では公的規制の対象とされていない。(財)日本ガス機器検 査協会が実施している業務用ガス厨房機器検査制度は、民間の自主認 証制度である。		
非常用発電装置に関する基準の国際的整合化	(51301) 経産	「エンジンの型式や等級、発電機の型式、コントロールパネルの型式 等の認証が求められている。」として、通商産業省が規制していると の指摘は誤りである。		
	経産	(社)日本内燃力発電設備協会の認定制度は、同協会が独自に設定した 基準に基づき規格認証を行なう民間自主認定制度である。誤解を与え ないよう、同協会は、パンフレットを作成(日本語版:平成9年5月、 英語版:平成9年6月)し、その中で同認定制度が民間自主認定制度で あることを明示。		

LPGバルク容器輸入に係る検査の緩和	(51302)	経産 特定設備(LPGバルク貯槽等地盤面に固定されるもの)についても外国 登録に係る調査について、民間会社等の機関でも実施できるよう高圧 + 特定設備製造業者の登録制度を創設し、既に自主検査を可能としてい ガス保安法を改正し、平成11年8月6日付けをもって公布(平成12年7月1 る。なお、同制度における登録検査時の検査については、外国データ の受入れを今後検討したい。	
高圧ガスの輸入手続きの簡素化	(,	経産 高圧ガスの輸入届出は、平成9年3月に廃止したところであり届出を行対処方針のとおり。 + う必要はない。日本貿易会の指摘を踏まえ、都道府県担当官会議等に おいて再度、周知徹底を図っていく。	
		経産 輸入手続の迅速化に向けては、平成9年4月より、検査職員印等を押印 都道府県知事以外で高圧ガスの輸入検査が可能な機関として、高圧ガ した輸入高圧ガス検査申請書の写しを検査合格証として扱うことにより、通関に要する期間を短縮したところ。また、輸入検査に係わる手間・時間を抜本的に低減させる方策について平成10年度中に結論を得るよう検討する。指摘された検査の遅延に関しては、検査主体である都道府県に対して、遅延を発生しないように指導する。	
ショッピングセンターの電 気主任技術者の選任基準の 緩和	(51304)	経産 不選任承認及び兼任承認の対象範囲の拡大については、平成8年3月の対処方針のとおり。 + 閣議決定に基づき、平成9年9月から不選任承認対象は受電電圧7,000V 以下(高圧受電範囲全て)、兼任承認範囲は最大電力2,000KW まで緩 和した。	
電気製品(業務用アミューズメント機器)の安全認証の簡素化	(51305)	経産 電気用品取締法に定める「電気乗物」については、子供が使用するも 平成13年4月1日、電気用品取締法を電気用品安全法に改正し、電気 のであり、安全性が特に求められているものとして甲種電気用品(型 用品の分類について名称変更及び指定品目の見直しを行った。定置式 式認可が必要)としている。甲種電気用品(政府認証品目)から乙種 電気乗物については、弱者(子供)が使用するものであり、安全性が 電気用品(自己確認品目)への見直しは、規制緩和の観点から引き続 特に求められるものであることから、特定電気用品に指定した。 き検討していく。	
TSCA()等で承認を受けている化学製品の輸入許可 米:有害物質規制法	(51306)	厚労 仮に当該化学物質がTSCAインベントリーやEINECS(欧州既存商業化学対処方針のとおり。物質インベントリー)に登録されていたとしても、化審法における事前審査等に基づく安全性の確認なしにその使用を認めることはできない。なお、海外で取得された安全性データの受け入れは既に実施済みである。	
13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 1		経産 当該化学物質がTSCAやEINECSに登録されていたとしても、我が国の化 対処方針のとおり。 審法において求められる安全性が確保されていなければ、使用を認めることはできない。 なお、海外で取得された安全性に関するデータは、それがOECDにおけるGLP原則に準拠した試験施設で実施されたものである場合には、化審法上の審査においても受け入れることとしており、海外で取得された安全性データの受け入れは既に実施済みである。	
米国規格の電気製品輸入規 制の緩和	(51307)	経産 我が国は昭和58年以降、IEC(国際電気標準会議)規格を電気用品の技 術基準として採用しており、平成9年度末までにはIEC規格への一層の 整合化を図る。米国の規格がIEC規格に整合化しているものであれば、 問題は生じない。なお、今回要望の電気スタンドのような光源応用機 械器具は、乙種電気用品に区分されており、届出でよい。	

電気用品の技術基準等の国 際標準化	(51308)	+	電気用品の技術基準のIEC規格への一層の整合化については、平成9年3 現在、IEC規格とISO規格を電気用品の技術上の基準を定める省 月改訂の「規制緩和推進計画」にも明記しているとおり平成9年度末ま 令第2項の規定に基づく基準として取り入れをしており、国際規格へ での間にIEC規格への一層の整合化を図る。 の整合化は終了している。なお、今後はIEC/ISO規格の改正に 伴う2項基準の改訂作業を適切なタイミングで行うよう努力したい。	
		+	現在、日・EU間では、相互承認協議をしているところ。可能な分野か日 - E U相互承認協定は2001年4月に締結され、2002年1月1日に発 ら可能な方式で順次相互承認を開始させるべく、EUとの協議を引き続効している。また、日 - 星相互承認協定が2002年1月13日に締結され き行う。	
			電源コンセントは、現状の2線式で安全上問題なく、3線化を強制すれ対処方針のとおり。 ば極めて大きな経済負担が生じることから、強制するような措置は行わず、需要家の自由な選択に委ねることが妥当。	
危険物等級の国際整合化	,	+	高引火点危険物の規制のあり方について検討することが規制緩和推進。危険物委員会において、現行消防法における引火性液体の規定のあり 計画に盛り込まれ、これを受け、旧自治省消防庁では、平成9年3月か 方について調査検討を行った結果、次のとおり改正した。 引火点の ら危険物委員会において調査検討を行っており、平成11年度を目途に 高い液体を危険物から除外した。(平成14年6月1日施行)、 高引火 点危険物の引火点の下限を130度から100度とした。(平成14年6 月1日施行)	
ビル用冷凍機の取扱責任者 選任基準の緩和	(51310)		新設のビル用冷凍機は、製造禁止となったフロン11の代替としてフロ ン22・134aを使用しているため、高圧ガス保安法の適用を受け、冷凍 能力が50トン/日以上あれば冷凍保安責任者の選任が必要。 ただし、 以下の場合には、冷凍保安責任者を選任する必要はない。 各種安全 装置・制御装置などにより構造上・機能上の安全性を有すると通商産 業大臣等が認めた冷凍機を使用する場合。 冷凍機製造工場におい て、一体的に組み立てられ、気密試験・試運転の実施により保安の確 保が行われている、冷凍能力 300トン/日未満の冷凍機を使用する場 合。	
輸入衣料品の英文表示の拡 大	(51311)	+	家庭洗濯等の取扱い絵表示については、JIS L 0217があり、家庭用品 ISO/CD3758rev.においてほぼ問題が解決されることになり、2001年10 品質表示法は、これに従った表示を義務付けている。一方国際規格と 月30日同修正CDがDISとして発行されたのでJIS L0217をこれと整合すしては、ISO3758がありが、現在のところ、評価方法は規定されていないため、国内でこれを導入することは適切でない。 JIS L 0217の国際 規格への完全な整合は、現在ISOで検討中の試験評価方法のISO規格ができた時点で速やかに行う予定。	
毒物劇物・麻薬原料等のサンプル輸入の迅速化	(51312)		毒劇物は少量で危害を及ぼすおそれのある化学物質であり、少量を理対処方針のとおり。なお、毒物及び劇物を販売・授与の目的ではな由に特例制度を設けることは受け入れられない。なお、申請から登録 く、試験研究・自家消費の目的等のために輸入する場合にあっては、までに全ての案件において2ヶ月かかるのではなく、公平性を保ちつつ申請順に極力速やかに処理されるよう努めているところ。	

電気機器の防爆基準に関する申請手続の簡素化	(51313)	厚労 EU諸国等の規格に合格した製品の受入れについては、「市場開放問題 最近の防爆構造電気機械器具の国際規格の動向を調査するため平成12 + 苦情処理推進会議第3回報告書」(平成8年3月)において言及されてお 年から有識者による調査・検討を行っているところである。 り、現在、必要な調査及び検討を行っている。
	Ī	「外国検査機関等の検査データの受入れ」については、既に指定外国 指定外国検査機関については、その指定を積極的に行っており、指定 + 検査機関の指定を積極的に行うとともに、本指定制度の広報に努めて 機関数は増加している(平成9年2機関 平成14年6機関)。今後も本指
	7	厚労 申請手続について、検定機関では、手続が迅速に行われるよう、相談 平成13年度、検定機関は、申請手続等に係る278件の相談に応ずるとと ・ の受付等を行うとともに、申請の手引きを作成してきたところであ もに、メーカー等への講習会を4回開催し、その中で申請手続の説明を り、今後とも、説明会を開催するなどによって申請者が迅速に申請す 行った。引き続き申請手続が迅速に行われるよう検定機関に対し、相
圧力容器等に関する規制緩 和	(51314)	経産 圧力容器については、圧力容器関連のJIS規格の改正作業を平成9年度 平成12年3月27日にJIS B8265が制定され、現在までに強制法規(高圧 + 中に着手し、関係省庁が連携して可能な限り強制法規(高圧ガス保安 法、ガス事業法、電気事業法、労働安全衛生法)との整合性を図る。 等
	Ī	厚労 労働安全衛生法と工業標準化法では、法律の目的、内容、効力等が大 圧力容器の技術基準としてJIS B8265が平成12年3月に制定され、労働 + きく異なるので、労働安全衛生法の技術基準である構造規格と工業標 安全衛生法における圧力容器についても、平成13年10月1日付け通知に 準化法の技術基準であるJIS規格を同一にすることは適切でないが、 より、当該JIS規格に適合する圧力容器の製造を認めたところ。 JIS規格との整合化については、今後とも努めてまいりたい。

4 運輸・交通関係

案件名(番号)		省庁	対策本部決定・対処方針	現 状	
背高コンテナの運搬許可申 請に係る添付書類の簡素化	(71401)	+	背高海上コンテナ積載車両の特殊車両通行許可申請時における経路図の添付の省略については、指定経路の手続の性格、道路管理者の取締 り実態等を踏まえ、通行許可経路の遵守に係る担保措置等を検討した うえ、総合的に判断する。		
キャンピングカー等に関する車幅の上限の見直し及び 特殊車両通行許可等のあり 方の見直し	(61401)		道路の構造は、一定の諸元を有する車両(設計車両/車両幅は2.5m)を想定し、その車両が安全かつ円滑に通行できるように設計されている。したがって、車両幅の最高限度を引き上げることは、措置困難である。道路交通に関する条約の「国際交通の車両の寸法及び重量」に規定されている自動車の車幅の規定とも同寸法であり、車幅の規定の方法についても、米国国内法規と相違するものでもない。		
船舶用エンジンに関する認証手続きの明確化及び国際的整合化	(51401)	+	きすべてのエンジンについて同じように行なっており、内外無差別に	船舶用エンジンの検査に係る規則、検査の方法については、随時、ISO 基準など国際的に認められている基準を取入れるとともに、小型船舶 用エンジンに係る検査において、適正と認められる船級協会が証明す る試験データを適切な活用を図る措置を講じている。	

5 建設関係

案件名(番号)	-	省庁	対策本部決定・対処方針	現	
にかかる輸出国の試験データの受け入れ			品質の項目、試験方法等が異なっているため、単純に両規格を比較することは困難。ニュージーランドの林産物に関する国の同等性審査については、在日ニュージーランド大使館からの問い合わせに応じ、平成14年1月及び2月、同大使館担当官に対して、必要書類や林産物の種類の特定等について改めて説明した。		
進			いる指定認定機関を活用されたい。防火設備の構造方法を定めた建設 省告示は、所要の性能を有する仕様の例示を定めたものであり、所要 の性能を満たせばこの告示による必要はない。	し、外国の機関であっても国土交通大臣の承認を受ければ、性能評価、型式適合認定を行うことが出来るものとしており、既に措置済み。また、建築基準法における規定ぶりについても、平成10年の建築基準法で性能規定化を図っており、所要の性能を満たしている防火戸であれば、告示の仕様以外のものであっても使用が可能である。	
における経営事項審査の評 点基準の改善		+	適用になる地方公共団体の公共工事の競争入札参加資格としての経営 事項審査点数の適切な設定を図るため、平成12年2月16日付けで都道府 県及び政令指定都市宛に通知を発出した。		
建設工事における排他的な (物品調達の是正	۲ / ۲	文科	設計図書(図面等)において、特定メーカーの製品を指定するような ことはおこなっておらず、材料の品質規格・仕様等のみを明示する方 法をとっている。	対処方針のとおり。	
輸入建材の検査での海外検 (査データの活用	(61503)			対処方針のとおり。 また、試験の種類によっては、原産国の試験データをもとに性能評価 を受けることができる。	
和			不燃材の認定には、法令で求める性能を有しているか否かの判断が必要であり、外国の規格に合格した製品であっても、法令に規定された性能基準に適合しているかどうかを判定する必要がある。なお、平成10年建築基準法改正により、建設大臣の承認を受けた海外の評価機関において、技術的評価を受けることができることとしたところである。		
制度の速やかな導入並びに 建築資材等の性能基準・性 能試験方法に関する国際調 和化の推進		+	海外の評価機関において、技術的評価を受けることができることとした。また、建築資材等の性能試験方法の国際調和化については、来年6月の建築基準法政省令公布に向け検討中である。	平成10年建築基準法改正に関連する政省令の改正/制定により、建築資材等の性能試験方法の国際調和を図っている。	
建築基準法の性能規定施行 (スケジュールの明示及び政 令等制定の透明化	(61506)	+	クコメント手続きを踏まえて、案の段階で適時適切に公表する予定で	平成10年に改正された建築基準法は、平成12年6月1日より全面施行されており、関連政省令、告示については、平成12年5月31日までに改正/制定されている。なお、関連政省令、告示の改正/制定にあたっては、パブリックコメント手続きを実施した。	
地方公共団体が建築基準法 (に基づいて制定する条例の限定化及び関係情報の公開	(61507)		地方の気候・風土の特殊性等に的確に応えるため、各地方公共団体が 条例を活用することは不可欠。建築基準法の授権の範囲内で地方議会 の議を経て民主的な手続きにより制定されていることから、条例の制 定の必要性や趣旨は当然明確にされているものと考える。		

海外建築資材(公共工事用 輸入資材)品質検査証明制 度の改善	(51501)	国交 国土交通省の外郭団体が行う審査証明事業は、海外で生産された建設対処方針のとおり。 資材について、当該資材がJISを満足していること及びその資材を生産 する工場等の品質管理体制が信頼できるものであることを審査・証明 するもの。本証明事業において、ISO認証と重複する部分は審査を省略 している。	
建築用ガラスに係るJIS 証明手続の簡素化	(51502)	国交 従来、JISマーク等公的証明のない建設資機材については、個々の建設 対処方針のとおり。 現場ごとに監督職員が適合の確認を行う必要があったが、この確認作 業を効率化するため、(社)公共建築協会等が建築資機材の品質性能評 価事業を開始した。この評価の際に必要とするデータは国内外の公的 機関試験機関の試験を経たものとされており、いずれの国の試験機関 を選択するかは、申請者の判断に委ねられている。	
建築資材等の認証事務の簡 素化	(51503)	国交 平成6年10月に「試験結果取扱要領」を策定し、建築基準法に基づき適 基準の国際整合化を図るため、平成10年に建築基準法を改正し、性能 上に行われた建築資材等の性能試験について、一定の要件を満たす試 規定化を行った。また、海外の規格に適合する製材等については、指 験機関が行った試験結果については内外を問わず受け入れることとし 定を受けた規格の製材等であれば、これを通則的に受け入れている。 た。国際基準(ISO/IECガイド25)を参考として「試験機関指定要領」 さらに、技術評価を国土交通大臣の承認を受けた海外の機関が行うこを策定し、試験機関の指定基準及び指定手続きを明確化した。 とを可能にし、認証事務の簡素化を図った。	
		総務 国際規格への対応としては、ISOの専門委員会のうちTC21(消防器具)対処方針のとおり。 + 等のISO会議等に積極的に参画している。 また、消防用設備等に使用される海外の材料等については、規格省令において、国内規格(JIS等)と同等以上と認められるものについて適宜受け入れを行っている。	
海外建築資材機材の輸入促 進	(51504)	国交 平成9年3月の建築審議会答申に基づき、建築基準への性能規定の導入 基準の国際整合化を図るため、平成10年に建築基準法を改正し、性能 + を柱とする建築基準法の改正作業を行っており、平成10年の通常国会 規定化を行った。また、技術評価を国土交通大臣の承認を受けた海外 に法案を提出する予定。 の機関が行うことを可能にし、相互認証の範囲を拡大した。	

6 情報・通信関係

案件名(番号)	省月		現 状
輸入コンピューター用無線機に係る技術基準適合認定 検査等の簡素化	(71601) 総計	続」の外、「設計について認証を行う手続」や、認定試験事業者が申 請機器についての試験結果を指定認定機関に提出した場合、審査の一	考えている。・指定証明機関:(㈱ディーエスピーリサーチ(H14.8.7指定)・指定認定機関:テュフ・ラインランド・ジャパン(㈱(H14.8.14指定)

7 輸入手続関係

				-	
案件名(番号)	1	省庁	対策本部決定・対処方針	現 状	
輸入品返品における関税・ 消費税の払戻し手続の簡素 化			添付書類は、違約品であることを証する書類と輸入許可書となっている。「違約品であることを証する書類」としてはクレーム解決書(輸出者がクレームを受諾した旨の電報、テレックスを含む)を添付。		
コーヒーメーカー用ジャグ の関税分類の見直し			関税分類はHS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに 関する国際条約)により国際的に統一されている。本件はガラス製品 としての特性に着目して分類した。		
関税法等改正に係る法施行 の事前周知について	(71703)		関税の改正は予算措置の一部である税制改正とほぼ同様に年末に内容 が固まるのが通例で、改正作業スケジュールをこれ以上早めることは 困難。国民への広報活動は一層力を入れていく方針。		
のりの輸入割当申請手続き の簡素・合理化	(71704)		のりの先着順割当ては、申請者の重複を防ぎ、公正かつ迅速な審査を 行うため、申請者全員を一同に集めた上で、抽選を行い、さらに書類 審査で合格した者に割当てを行っている。申請の電子化は、積極的に 進めたいと考えているが、現在のところなお技術的問題がある。		
自動車用カーペットの輸入 関税率の適正化	(71705)	財務	本品はロール状の原反で、「自動車用に適する寸法及び形状のもの」と 即物的に判断できないため、自動車用として分類できない。	対処方針のとおり。	
税関の執務時間の延長	(71706)		の多い通関官署では既に執務時間外に職員を常駐させている。	対処方針のとおり。14年10月から港湾24時間フルオープン化への問題 点等を把握するため、コンテナ貨物取扱いの多い8つの税関官署で平日 夜間(17~21)・土日休日(8:30~17)に職員を配置する試行を実施。	*
水産物輸入割当の一部撤廃 及び輸入割当に係る申請手 続の簡素・合理化			にしん、さば等について輸入制限を撤廃することはできない。先着順輸入割当ての申請場所について、各経済産業局への申請や電子申請を 認めることは困難。先着順については、申請者の監視のもとで抽選を 行う必要があるため、オンライン申請を認めていない。		
インターネットによる輸入 貨物の情報提供	(71708)	財務 +	NACCSについてはインターネットの活用を検討。その際は、通関状況の 把握は可能となる。システムの利用を無料とすることは困難。	インターネット接続は平成14年度中の実現に向け開発作業を進めており、通関状況の把握は可能となる。システムの利用を無料とすることは困難。	
OEM供給品の輸入時の申請に係る提出書類に関する 告示及び様式の定型化			知的財産権侵害品は輸入禁制品で、侵害すると思料するときは当否を 判断するため認定手続を開始。真正品の証明書類が添付してある場合 は、認定手続を行わず輸入を許可することがある。この書類は任意に 提出するもので、自由な様式を認め、幅広く受け付ける方が合理的。		
港湾荷役の24時間体制の推 進		+	綱」(平成13年7月6日)が閣議決定された。国土交通省としては、港湾の24時間フルオープン化の早期実現を図るため、日本港運協会等関係者による平成13年度港湾物流効率化推進調査委員会を6月21日に発足させ、現在、船社、荷主の具体的需要、労働者の交代制の導入に伴う労働コストの問題等の課題について検討中。	平成13年11月末に、荷役作業について1月1日を除く364日24時間実施すること及びゲート作業について土・日・祝日も平日と同様に3時半~20時まで実施することが港運労使間で合意された。国土交通省としては、平成14年度においても引き続き、港湾物流効率化推進調査委員会を設置し、横浜港における実証実験等を通じたゲートの24時間フルオープン化についての検討を実施中である。	
チップに関する輸入申告の 弾力的運用	(71711)		予備審査制度を利用した場合、保税地域に入れた後であれば、輸入者 の意向により翌開庁時間内に輸入申告を行うことは可能。本船扱いの 承認を受ければ、保税地域に搬入することなく輸入申告が可能(積載 目録の事前提出が必要)。		

医療用具輸入に際しての必要書類提出の簡素化・迅速 化について	,		輸入品と許可品目が同一のものであることの確認を行うためには、品 目名しか記載されていない医薬品等輸入販売業許可証の提示のみでは 不十分である。 他のままない。		
簡易申告制度における輸入 者の限定条件の解除	(71713)	財務	許可できない。 特例輸入者に生じる権利義務の帰属主体については事業所等が所属す る法人とすることが合理的であり、現行制度は適当である。	対処方針のとおり。	
簡易申告制度の改善	,		分の輸入に対する関税等の債権の確保ができないことからご提案され た制度の導入は困難。		*
JETRASによる輸入申告手続 の導入	(71715)	経産	JETRASは、外為法に基づく輸出入許可・承認の申請を電子的に行うことができるシステムであり、関税法に基づく輸出入申告を対象とするものではない。JETRASとNACCSは平成14年度を目途に連携することとしているが、これは税関が輸出入申告の際に他法令確認業務として外為法に基づき行った輸出入許可・承認証の裏面にその事実確認をするという裏書き業務を電子的に行うもの。		
		財務 +	NACCSは、パソコンで行うことを可能にし、インターネットの接続を可能とする方向で検討している。NACCSの無料化は困難。	NACCSは、14年度中にインターネットの接続を可能とするため作業を進めている。NACCSの無料化は困難である。	
韓国の特殊車両の一時的な 通関	(61701)		今後、他の類似規定の適用及び輸出入手続の簡素化について検討する こととしたい。	平成12年3月「国際フェリーを利用して輸出入する自家用自動車の通関 手続について」の通達を改正し、輸出入申告書の統合等の簡素化を実 施。	
阪神地域の港のとん税納付 の統合化	(61702)	財務	開港の港域は、全国の港の区域を規定している港則法に基づく区域に よるとしたものであり、阪神地域の港を統合することは困難。	対処方針のとおり。	
自家消費用毒劇物の輸入手 続の簡素化	(61703)	厚労	自家消費用毒劇物を輸入する場合に必要な薬監証明取得の際の書類については、必要最低限となっているため、書類の削減はできない。なお、薬監証明の発給に関しては、厚生省に持参してきた場合、内容を確認後その場で発給している。郵送で申請された場合も即日処理している。	ているが、薬監証明取得の際の必要書類、発給に要する処理日数については、対処方針のとおり。	
玩具の輸入	(61704)	厚労	ては初回の検査成績書の写しの添付により無期限で輸入時の検査を省	輸出国公的検査機関制度についてはHPにおいて情報提供を行っているところ。なお、玩具等のうち、材質等が同一であるものについての、初回の検査成績書の写しの添付による無期限の輸入時の検査省略については、今後とも輸入手続きの簡素化・迅速化の観点からその運用を図って参りたい。	
		財務	申告内容や社会悪物品を検査する必要があり、一律に検査を省略できない。日本で使用する9桁の番号のうち、下3桁は我が国独自のコードで、輸出国のコードをそのまま輸入に使用できない場合もある。	対処方針のとおり。	
輸入品の通関時における消費税納税申告制度の見直し	(2 2 2)		納期限延長(3カ月以内)が認められており、関税無税品に係る評価申 告書の提出は要しない。		*
無償提供した金型を用いて 生産した貨物の輸入通関時 の消費税免除	(61706)	財務	輸入時に課される消費税は、仕入税額控除することにより、本件輸入者 の負担となるものではない。	対処方針のとおり。	

特恵関税の運用の改善	(61707)	財務	又は月別管理方式より適用額が少なくなり輸入者にとっては不利であ	対処方針のとおり。平成13年度に特恵関税制度の運用は 多くの品目 *でシーリング枠を撤廃、 管理方式は月別管理方式に統一、 シーリング枠は毎年度3%ずつ拡大、のように改善された。	k
臨時開庁時間に関する基準 の明確化及び時間外手数料 の廃止	(61708)	財務	臨時開庁の時間は、臨時開庁を求める業務の開始から終了までの時間。税関の執務時間外の執務に伴い発生する行政コストを勘案した手数料負担を受益者たる申請者に求めるもので、廃止はできない。	対処方針のとおり。	
通関統計作成のための資料 の簡素化	(===,		統計細分は国内産業の保護等の観点から設定しているもので、今後と も、インボイスにより分類等重要な事項を決定できない場合など必要 最小限の書類に限定していく。		
チルド商品の通関前検品	,	+	通関前の外国貨物が蔵置されている指定保税地域又は保税蔵置場において、当該貨物の内容の検品などを行うことができるので、通常の検品であれば、通関前であっても可能である。		
税番及び税率の統一	(61711)	財務	関税率表は、HS条約に基づいている。全国的な分類の統一を図るために「分類センター」を設置するとともに、分類情報検索システムの導入によって、閲覧が可能になっている。		
事前教示の回答の迅速化	(61712)	財務	事前教示の回答は、標準処理期間 (10日間)を設け、それ以内に処理するように努めている。10日間を超える場合には、その旨を輸入者等に通知する。	対処方針のとおり。	
輸入通関時の関税暫定措置 法第8条適用手続の簡素化	(61713)	財務	同一スタイルでサイズにより用尺が異なる場合には、平均用尺に製品 輸入数量を乗じることとし、サイズ別に計算することを要しない。	対処方針のとおり。	
副資材の申告方法の改善	(51701)	財務	関税評価協定に基づき、国際的な統一ルールで実施しており、副資材 は按分して課税価格に算入することになっており、一括加算方式は認 められない。	無償提供した副資材の費用を一括加算してもWTO評価協定に反しないというWCOの見解が示されたので、平成12年4月より、「副資材等の費用」についても一括加算の対象になるという関税定率法基本通達の改正を行った。	*
BP制度の整備等	(51702)	財務 +	BP承認の際、課税標準等が未確定であることを契約書等で確認する必要があるが、契約書のコピーでも可能。輸送費が未確定の場合は、BPが認められる。ほとんどの金融機関は歳入代理店となっており納付が可能。		
加工再輸入手続きの簡素化	(51703)	財務	通常、スタイルによって税番・税率が異なる、使用原材料の割合等も 異なるので、原則としてスタイルごとに計算する必要がある。必要不 可欠でない資料は提出を求めないよう周知徹底する。	対処方針のとおり。	
委託加工貿易制度の適正化	,		輸出承認が必要な委託加工貿易は、 絹織物等を原材料として輸出し、織物の絞り加工を委託する場合、 皮革及び皮革製品の半製品を輸出し、皮革製品等の製造を委託する場合の二つである。我が国産業活動の円滑な運営に悪影響を及ぼすことがないよう実施している承認制を廃止することは困難である。		
関税割当申請書の簡素化	(51705)	経産	提出書類の軽減については、必要最小限の提出書類をお願いしている ところであり、これ以上の簡素化は困難である。	関税割当の申請における実績のある者の提出書類については、平成12 年度の関税割当の申請受付時から、印鑑証明書と登記簿謄本に関し て、内容変更があった場合にのみ提出すればよいこととした。	*

貿易外支払報告書及び輸入 報告書等の撤廃若しくは報 告要件の緩和	(51706)	財務 貿易外支払報告書は国際収支統計作成等に必要不可欠のため廃止は困 貿易外支払報告書(現行名「支払等報告書」)の報告下限金額を3000 + 難。報告下限金額の引上げについては、統計精度の水準を維持する観 万円に引き上げるよう、外国為替の取引等の報告に関する省令を改正 点等を踏まえ検討。 (平成14年7月12日公布、平成15年4月1日施行予定)。	
		経産 輸入報告書については、平成10年3月31日をもって廃止する。貿易関係 輸入報告書は、平成10年3月31日をもって廃止した。貿易関係貿易外支 + 貿易外支払等報告書については、平成10年3月31日をもって廃止する。 払等報告書は、平成10年3月31日をもって廃止した。	
輸入貨物検査人員の増員	(51707)	財務 税関検査は郵政官署から呈示を受けた日に基本的に終了している。 対処方針のとおり。	
輸入申請書類の簡素化		財務 添付書類の簡素合理化に努めており、20万円以下の少額貨物につい仕入書を含む一連の税関関連の申請・届出等手続の電子化を実現する ては簡易通関扱いを認める等限度額に応じた簡易な通関制度を導入。ため、税関手続申請システム(CuPES)の開発・導入の作業を進めて 輸入手続のEDI化を検討しているが、仕入書は各企業ごとに様式が異ないる。 るため、直ちにEDI化は困難。	*
輸入住宅の通関手続きの簡 略化	(51709)	財務 申告物資が当該住宅の一部であることが契約書等で確認できる場合に 対処方針のとおり。	
製品修理に係る輸入通関手続きの簡略化	(51710)	財務 部分品は輸出許可書だけでは我が国から輸出されたものかどうか確認 対処方針のとおり。 できないため、カタログ等の資料の呈示を求めて確認をしており、単 に送り状に原産国の表示があることをもって免税適用は困難。	
輸入申告における現物確認 の弾力化	,	財務 輸入貨物の到着の前後にかかわらず、事前教示を行っている。到着後 対処方針のとおり。 + の貨物は通関ラインで、未到着貨物は本関関税鑑査官部門で受付。	
輸入通関手続きにおけるE DI化の促進	(51712)	財務 次期海上システムの対象業務、業務処理仕様及びEDI方式等につい平成11年10月のシステム更改で、利用者の企業内システム等とのEDI + て開発を進めている。 (電子データ交換)を基本とするオープンなシステムとなった。EDI仕 様等はインターネットホームページで公開。	
2 4 時間輸入申告処理の実 施	(51713)	財務 24時間処理体制については、航空貨物はAir-NACCSにより対応、海上貨 24時間処理体制については、Air-NACCS、Sea NACCSによりシステム上 物は平成11年度稼動予定の次期Sea NACCSで対応可能見込み。 対応可能である。	

8 その他

案件名(番号)	省庁	対策本部決定・対処方針	現 状
グルタルアルデヒドの変異 (7180 原性試験方法の国際的整合 化	1) 厚労	ため2種類の試験を行っている。これによって変異原性が認められた化 学物質について、別の生体内変異原性試験の結果を以って取扱を変更	対処方針のとおり。なお、動物実験によりがん原性が認められた化学物質に係る労働安全衛生法第28条による労働者の健康障害を防止するための指針については、平成9年2月までに10物質を対象に公表しているところであるが、平成14年1月に新たに2物質について公表を行ったところ。
原性確認試験方法の国際的 整合化		現行の2種類の試験のみで十分であると思料している。しかし、当該物質についてがん原性が認められないことが明確になった場合については、別途検討することとする。	グルタルアルデヒドについては、必ずしもヒトに対するがん原性がないとは言えず、人体に健康影響を及ぼすと考えられる情報が得られていることを考慮して、引き続き変異原性が認められた化学物質のリストに残すこととする。
外国保険会社の供託金及び (5180 納入資本金限度規定の緩和	1) 金融	供託金制度は日本における保険契約者等の保護の観点から、営業保証金として最小限の額を定めているものであり、資本金についても保険事業を円滑に遂行していくために最小限必要な額を定めているものであるため、一律的な制度として運用することが妥当で、等級別実施を行うことは適当でない。	
労働分野における規制緩和 (5180		労働契約期間の上限については、労働基準法の一部を改正する法律案を今国会(平成10年)に提出したところ。	厚生労働大臣の定める専門的知識等を有する労働者及び満60歳以上の 労働者については、労働契約期間の上限を原則1年から3年へ延長し (平成11年4月施行)、さらに平成14年2月の告示改正により、厚生労 働大臣が定める専門的知識等の範囲を拡大したところ。
	厚労 +	女性労働者に対する時間外・休日労働及び深夜業の規制については、 雇用の分野における男女の均等取扱いと女性の職域拡大を図る観点から、男女雇用機会均等法の改正と併せて、解消されることとなっている。	男女雇用機会均等法の改正に併せて、平成11年4月1日から労働基準 法の女性労働者の時間外・休日労働及び深夜業の規制が解消されてお り、男女同一の枠組みとなっている。
	厚労 +	の簡素化、及び有料職業紹介事業の紹介手数料の徴収額を承認を受け	有料職業紹介事業の取扱職業の原則自由化、 許可の有効期間の延長、及び 紹介手数料について承認制を届出制に改めた上、上限額の範囲内での自由設定との選択制とすること等を内容とする職業安定法の改正案が平成11年6月に国会において成立し、同年12月1日に施行されたところ。なお、職業紹介事業制度全体の在り方については、現在関係審議会において見直し検討を行っているところ。
		た、制度の全般的な見直しが中央職業安定審議会において平成9年1月 より進められ、平成9年12月に取りまとめられた基本的方向を具体化す るために更なる検討が同審議会において進められている。	労働者派遣事業の対象業務について、港湾運送業務、建設業務、警備 業務等一定の業務を除き対象業務とする労働者派遣法の改正案が平成 11年6月30日に国会において成立し、同法は同年12月1日に施行された ところである。なお、職業紹介事業制度全体の在り方については、現 在関係審議会において見直し検討を行っているところ。

日本における外国法事務弁 護士に係る規制緩和等		弁護士と外国法事務弁護士(外弁)とのパートナーシップについて は、今国会(平成10年)において、渉外的要素を有する法律事件に関し、内閣に設置された司法制度改革推進本部において必要な調 し、各々の職務範囲において包括的・総合的な協力関係に基づく法律 す・検討が進められ、その結果を受けて所要の措置が講じられる見込 サービスを、最終的解決まで一貫して提供し得る制度に改めるための 法改正措置を講ずる。	
		外弁による弁護士の雇用について、平成9年10月の外国弁護士問題研究 外弁による弁護士の雇用については、上記に関連する事項であること 会報告書では、許容できないとしつつ、上記の外弁と弁護士との総合 から、司法制度改革推進本部において、上記と関連づけて調査・検討的・包括的な協働を可能にすることで実質的には雇用に関するニーズ が進められている。に応えることができるとされている。法務省はこれを踏まえ上記の措置を講ずる。	
		今国会において、第三国法についても、当該第三国の外国弁護士で 外弁による第三国の法律事務の取扱いについては、平成10年8月施行の あって、外国弁護士となる資格に基づき当該外国法に関する法律事務 法改正により、外弁は、一定の要件を充たす外国弁護士等の書面によ を行う業務に従事している者からの書面による助言に基づき取り扱う る助言を受ければ、指定法に関する法律事務以外の特定外国法(第三 国法)に関する法律事務を取り扱うことができるものとした。	
		5年の実務経験要件については、今国会において、実務経験期間を3年 実務経験要件については、平成10年8月施行の法改正により、左記対処以上とするとともに、実務経験地を原資格国以外の外国において一定 方針について措置済み。また、実務経験の年数に算入できる我が国にの条件の下で原資格国法に関する法律事務を行う業務に従事した期間 おける労務提供は、通算して1年を限度とすることとした。 も算入できることとするための所要の法改正措置を講ずる。	
		弁護士の大幅増員について、法曹三者による合意に基づき所要の措置 司法制度改革推進計画(平成14年3月閣議決定)においては、司法試験合 が講ぜられ、司法試験合格者の1,000人程度への増加により弁護士数も 格者数を平成16年に1,500人程度に増加させ、法科大学院を含む新たな 増加することが見込まれている。また、1,500 人程度への増員につい 法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年頃には新司法 ても、引き続き調査・検討した上で三者協議会において協議すること が合意されている。	
		法律事務所の法人化については、平成9年3月に再改定された「規制緩 法律事務所の法人化については、弁護士法の一部を改正する法律(平和推進計画」に沿って、実態調査を行うとともに検討を続けていると成14年4月1日施行)により、弁護士業務を行うことを目的とする法人ころであり、平成10年度中に結論を得て、これを踏まえ、速やかに所要の措置を講ずる。	
		弁護士の広告制限については、平成9年3月に再改定された「規制緩和 弁護士の広告制限については、平成12年10月より弁護士広告が原則自 推進計画」に沿って、実態調査を行うとともに検討を続けているとこ。由化され、各弁護士会においても、弁護士の取扱業務等の情報をイン ろであり、平成10年度中に結論を得て、これを踏まえ、速やかに所要 の措置を講ずる。	
著作権法の運用による楽譜 コピーの禁止	(51804)	著作権の保護については、ベルヌ条約、万国著作権条約及びTRIPS協定 対処方針のとおり。 という多国間条約が制定されている。 我が国の国内における外国の著 作物の保護は著作権法によって行われているが、我が国は上記の3条約 のすべてを批准するとともに、その義務をすべて満たしている。	

個別処理案件編

1 動植物・食品関係

案件名(番号)	省庁		現 状	
器具の輸入届出義務の廃止 (96549		食品に直接接触する機械・器具等は、輸出国での製造・加工工程等について直接監視することが不可能であるという事情から、輸入のつどの届出を義務づけ、監視を行っているものであり、食品衛生法に基づく届出を廃止することは困難。なお、手続簡素化のための制度として計画輸入制度がある。		Сс
アルコールフリーワインの (97557 殺菌方法の殺菌基準の適合		清涼飲料水並びに冷凍果実飲料であって密栓型全自動搾汁機以外により搾汁されたものについては、除菌による製造方法を認めるのが妥	平成11年7月22日に告示の改正を行い、清涼飲料水の製造基準のうち、ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水並びに冷凍果実飲料であって密栓型全自動搾汁機により搾汁されたもの以外について、殺菌による方法以外に除菌による方法も認められるようになった。	-
ストロー容器清涼飲料水の (97562 輸入事前審査手順及び期間 の明確化		当該清涼飲料水については、平成9年8月26日、清涼飲料水の製造基準 に適合する旨回答したが、製造工程及び内蔵されたストローの殺菌の 有無について、またストロー殺菌方法に疑問が生じたため相談者に照 会した経緯がある。	輸入時の審査については、規格基準への適合性の確認等のため、必要 に応じ、輸入者に対して情報提供を求めているところであるが、今後 とも、迅速に審査を行って参りたい。	D
英国産ヘビ用人工飼料の輸 (97563 入禁止理由の明確化	′	狂牛病に感染し、それが他の動物にひろがる恐れはないことが思料さ	平成10年1月7日付けで衛生課から申立者に説明文書を送付。その後、 平成10年3月6日付けで衛生課から申立者に輸入のための衛生条件につ いて連絡済み。	А
食品添加物公定書における (98567 活性炭ひ素試験方法の見直 し	´	れ、食品衛生調査会添加物・毒性合同部会において「灰化法」から	が得られたため、平成11年4月6日に公定書の改正を行った(同日施	
外国産クワガタ及びカブト (98583 ムシ類の輸入基準の明確化	′	照会のあったChalcosoma atlas(アトラスオオカプトムシ) 等7種について、いずれの種も有害動植物に該当しない(植物防疫法上は輸入が可能)と判定された。		А
殖されたヘビの輸入基準及 び販売禁止理由の明確化	,	ワシントン条約では、「出所(ソース)」が「非商業目的で、飼育下で繁殖されたもの」の種は商業取引を禁止されているため、例えば動物園等から輸入の委託を受けて繁殖目的として輸入する場合を除き、商業目的で当該種を輸入することは認められない。		Сс
食品輸入時の検査費用の軽 (99588 減	′	食品衛生法上の指定検査機関を民間にも開放するように、必要な措置 について具体的内容を明らかにし、法律改正について、できる限り今 国会(第154回)中に、遅くとも次期国会では提案することを目指す。	原則として、平成15年に予定されている食品衛生法の抜本的改正の中で措置を予定。	А
さばの輸入割当の弾力的運 (99602 用		輸入通関数量(消化実績)が輸入割当数量の80%未満の場合、次回の先着順割当を行わないこととしているが、合理的な理由がある場合は、弾力的な運用を行っている。本件事情は「合理的な理由」とは理解し難く、弾力的運用の対象外になる。		D

継続輸入制度における検査 省略期間の延長	(00614)	型労 継続輸入制度は昭和57年4月より導入されており、平成6年12月より、対処方針に示す試験結果成績書の受入等については、今後とも、輸入 C その有効期間について、器具、容器包装及びおもちゃのうち、その材 手続きの簡素化・迅速化の観点からその運用を図って参りたい。 質、使用する着色料及び製法等が同一であるものについては、初回の検査成績書の写しの添付により、無期限で輸入時の検査を省略しているところ。	СС
ガラス製器具の溶出試験の 免除	(00621)	変労 溶出試験を課す根拠は、多くの器具が顔料等により絵付け、うわぐす 対処方針のとおり。	CC
輸出国公的検査機関検査結 果の流用	,	望労輸出国公的検査機関の検査結果についても、継続輸入制度によって、対処方針に示す試験結果成績書の受入等については、今後とも、輸入 C その有効期間について、器具、容器包装及びおもちゃのうち、その材 手続きの簡素化・迅速化の観点からその運用を図って参りたい。 質、使用する着色料及び製法等が同一であるものについては、初回の検査成績書の写しの添付により、無期限で輸入時の検査を省略しているところ。	
輸出国公的検査機関制度の 改善	(,	受労輸出国公的検査機関制度については、各国大使館に対して周知すると輸出国公的検査機関制度については、厚生労働省ホームページにおり たともに各検疫所食品監視窓口及びホームページにおける情報提供を て情報提供を行っているところ。なお、ホームページ英文版の掲載に でいているところ。なお、ホームページ英文版の掲載に でいているところ。なお、カームページ英文版の掲載に でいているところ。なお、カームページ英文版の掲載に でいているところ。なお、カームページ英文版の掲載に でいているところ。なお、ホームページ英文版の掲載に でいているところ。なお、ホームページでは、各国大使館に対して平成13年7月12日付で情報提供を行った ところであり、今後とも、当該制度の普及促進に努めて参りたい。 ところであり、今後とも、当該制度の普及促進に努めて参りたい。	
香辛料の殺菌方法の見直し	(00624)	受労 食品の放射線照射については、食品衛生法に基づく食品の規格基準に 現在、科学的根拠に基づく照射食品の安全性の文献、検知法に関する はおいて、原則として禁止しているところであり、消費者の意向等も踏 文献等を収集中。また、コーデックスにおいても照射線量の上限につまえた慎重な検討が必要と考えている。 いて議論されていることから、その動向及び消費者の意向等を踏まえつつ、食品への放射線照射に関する議論の仕方について慎重な検討を行っていく予定。	O *
栄養補助食品等分科会への 関与	(00625)	受力 食品衛生調査会栄養補助食品分科会の公開、業界団体等の利害関係者 対処方針のとおり。(平成13年4月保健機能食品制度施行) の意見聴取、パブリックコメント募集等を行い、業界団体等の利害関係者を含めて幅広く意見を表明する機会を設けているところ。	С
食品添加物使用基準の見直 し(ソルビン酸カリウム)	(01632)	ソルビン酸カリウム等の食品添加物の使用基準の改正にあたっては 食品添加物の使用基準の改正にあたっては 食品添加物の指定及び使 「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」に基づき行うこ 用基準改正に関する指針」に基づき改正を希望する者から厚生労働大ととされており、この指針に基づき改正を希望する者から厚生労働大臣に対して要請がなされれば適切に対処するものであるが、本件に係る要請はなされていない。)
食品添加物の指定要請(ステアリン酸マグネシウム、 メチレンクロライド - 塩化 メチレン -)	(01633)	対 ステアリン酸マグネシウム、メチレンクロライド等の食品添加物の新 規指定にあたっては「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指 対」に基づき行うこととされており、この指針に基づき指定を希望する指針」に基づき行うこととされており、この指針に基づ 対」に基づき行うこととされており、この指針に基づき指定を希望する者から厚生労働大臣に対して要請がなされれば適切 る者から厚生労働大臣に対して要請がなされれば適切に対処するものであるが、本件に係る要請はなされていない。 である。)
モニタリング検査における 検体採取量の低減	(01634)	選労 モニタリング検査において検体採取量を300gとしているのは、添加物 今後とも、検査の実施にあたっては、必要な検体採取を行うこととし [分析のための必要量に、検査精度管理上必要な量を加味しているため である。モニタリング検査は、同一の輸入者、製造者、品目に偏りが ないよう実施しているところ。)
食品添加物使用基準の見直 し(酢酸エチル)	(00638)	受対 酢酸エチル等の食品添加物の使用基準の改正にあたっては「食品添加 食品添加物の使用基準の改正にあたっては「食品添加物の指定及び使 関物の指定及び使用基準改正に関する指針」に基づき行うこととされて 用基準改正に関する指針」に基づき改正を希望する者から厚生労働大 おり、この指針に基づき改正を希望する者から厚生労働大臣に対して要請がなされれば適切に対処するものであるが、本件に係 要請がなされれば適切に対処するものである。 る要請はなされていない。)

指定検査機関の民間参入時 期及び輸出国公的検査機関 への「食品、添加物等の規	(01639)		プラスチック製食器類等について、現時点では検査命令発出実績はな対処方針のとおり。 く、輸入業者等が自主検査を行うことで足り、自主検査の場合には指 定検査機関に限定していない。	Ca	
格基準」の周知		+	検査実施の際には、必要基準項目を当該検査機関に依頼するものであ り、必要基準項目を確認の上、輸出国公的検査機関制度を活用願いた い。食品・添加物等の規格基準に示される各基準項目については、英 文ホームページ等の紹介を行うなど、利便性の向上を図ることとした い。。。。。 い。。。。 は、ででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	Ca	
改正JAS法解釈の周知	(01641)	+	平成13年3月31日以前に有機表示を付した農産物や同日以前に輸入業対処方針のとおり。 者から購入した有機表示のある農産物は、JAS法による表示規制の対象 とならず、「規制の対象とならない」又は「海外の有機認証機関の認 証を受けている」との説明をすることは可能。	Ca	
認定加工業者に適用される 暫定措置の認定小分け業者 への拡大	(01642)		JAS法第15条の 6 により、小分け業者は、小分け前に有機JASマークが対処方針のとおり。 付されていない農林物資について、小分けした後に有機JASマークを貼付することは認められず、有機表示をすることもできない。 当該暫定措置は、平成14年3月31日で終了した。	D	
新たに導入された登録外国 認定機関制度(JAS法)の活 用		農水	(平成13年度問題提起プロセスへ移行。) 問題提起プロセス(対策本部決定)欄参照	-	-

2 医薬品・医療用具・化粧品関係

案件名(番号)	省庁	対策本部決定・対処方針	現		
マニュキアに係る新規成分 (97553) の承認について	厚労	る必要がある。申請は県庁を経由して行われ厚生本省で審査を行う。	化粧品については、平成13年4月より承認制を原則廃止し、規制の範囲内において、新規原料であっても、企業の自己責任のもとに配合できることとした。なお、新規の防腐剤等をポジティブリストに収載する場合は、申請者からの資料の提出をうけ、安全性を評価した上で収載の適否が判断される。		<i>,</i>
化粧品(染毛剤)に関する (98564) 規制緩和の推進	厚労	化粧品等に用いる合成タールについては、危害を防止し消費者の安全性を確保するため、配合できるタール色素を省令で定めている。省令に掲載されていない新たなタール色素を配合する場合は、提出資料に基づき安全性評価を行った上で配合の可否を判断し、省令に追加掲載する必要がある。	ば、安全性の評価を行い、配合の可否を判断したい。	Сс	
化粧品のラベル表示方式の (98578) 変更	厚労		責任技術者について、一定の条件下で自社内複数箇所の兼務を認めることとした(平成13年3月)。加えて、今般の薬事法改正により、製造行為の全面委託が可能となる(平成17年度施行予定)。	D *	
		一方、試験設備、責任技術者の要件や許可業者間の委受託製造の範囲 等について、化粧品規制の全面的な見直しとあわせて検討を行ってい			
コンタクトレンズの承認審 (99586) 査手続の迅速化	厚労 +	本件は、安全性の十分な確認を行うため、既に実施した試験の生データの提出等を求めたものであり、恣意的なものでもない。提出済の資料等を踏まえて安全性の評価を行ったところ、最終的に承認して差し支えないとの評価を得たことから、平成11年2月7日付けで本件は承認された。	された。	A	

コンタクトレンズの試験方 法の国際整合化	(99587)	コンタクトレンズの感作性試験方法については、現在ISOの場で議論さ 医療用具の生物学的試験ガイドラインの見直しを平成13年度から厚生 A れている。医療用具の生物学的試験方法は、現在ガイドラインで示さ 労働科学研究費補助金で検討を行い、その見直し案をとりまとめ、現れているが、具体的試験方法の詳細又はその運用は必ずしも明確化されていない部分があるので、今後、同ガイドラインの必要な明確化、見直しを行う。	
カラーコンタクトレンズの 承認	(00606)	学 当該コンタクトレンズについては、眼の外観に何らかの障害を持って 対処方針どおり、当該コンタクトレンズは平成12年7月21日付けで承認 A いる患者に対する整容補正を目的とすることとともに、適切な方法で された。 販売することにより、正常眼の視力補正の目的のみで使用することに ついても承認して差し支えないとしたところであり、近く承認が行わ れる見込み。	
医療用具の輸入承認・品目変更許可に係る規制の緩和	(00615)	野 輸入の承認がなされたら、広告宣伝や入札参加を含む営業活動を行う 対処方針のとおり。	
体外診断薬に係る規制緩和	(00616)	字労 今国会(第154回)での薬事法改正で、診断情報リスクが比較的低い項 平成14年7月公布の薬事法等の一部を改正する法律において、体外診断 A 目を測定するもののうち、較正用標準物質があり自己点検が容易なも 用医薬品については、診断情報リスクに基づく類型化を行うととも のについて承認を不要化し、それ以外を第三者認証とする。新規測定 に、当該類型ごとの特性を踏まえた承認制度の見直しを行った。現 中項目及び診断情報リスクが比較的大きい項目を測定するもののみを承 在、関係団体の意見を聞きつつ、必要な基準等について検討している 認制とする。	
食薬区分の見直し(L-カルニチン)		すら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」について 対処方針のとおり。 は、新たな安全性等に関する知見等の科学的な検証に基づき、追加、 訂正、削除等を行うこととしているところ。したがって、科学的な検証に基づくデータの提示を待って、安全性等について検討することと したい。	
既存の成分を新規有効成分 とした医薬部外品の輸入承 認審査手続の迅速化	(01644)	当該品目は、提出資料では不明確な部分があったこと、判断する上で 当該品目については、平成14年7月5日化粧品・医薬部外品部会で承認 D 慎重な検討を要するものであったことから審査期間を要しているもの して差し支えないとの答申を得て、平成14年9月13日の薬事分科会にそであるが、標準的事務処理期間を超過した事実は厳粛に受け止め、承認の適否を判断したい。なお、審査期間は個々の申請により異なり一ある。 概に判断できない。	

3 工業関係等

案件名(番号)	省庁	対策本部決定・対処方針	現 状	
放射性同位元素トリチウム (9を塗料に使用した時計及び時計部品に対する規制の緩和	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ではISO規格に従い高い数量が規制免除数量とされている。現在放射線 審議会で時計の完成品に使用されているトリチウムに関し技術的な検 討を行っており、その結果を受けて必要な規制体系の見直しを行う。	放射線審議会アイソトープ部会は、ISOが定めた規格を満たす夜光時計の完成品に使用されているトリチウムに関しては、放射線障害防止法の規制の緩和を行っても問題がないことを答申。 旧科学技術庁は、平成10年10月30日、放射線を放出する同位元素の数量等を定める告示を改正し、当該規制緩和を行った。	
L P ガス自動車用の加圧式 (9 燃料供給装置等の受入	+	LPガス自動車の燃料供給装置における加圧噴射は、平成11年10月1日から高圧ガス保安法の「高圧ガスの製造」に該当しない旨を明らかにし、都道府県知事の許可なしに当該噴射装置を装着した自動車の国内通行が行えることとした。 本件ドーナツ型燃料ボンベ(容器)に関する国連「ECE R67規格」の技術情報については、現在収集中であり、国内基準との相違点につき具体的に答えることは困難。		

輸入自動車に係る保安基準 への欧州基準の受入	,	交「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」(平成12年運輸 対処方針のとおり。 省令第5号)により、平成12年2月21日から、衝突時等の燃料漏れ防止 基準等について、実車破壊試験を実施しなくてもよい取扱いを新たに 設けた。	A	
並行輸入自動車取扱要領の 簡素化	-	交 「並行輸入自動車取扱要領細部取扱について」(平成9年3月31日自技対処方針のとおり。 第62号)の一部を平成11年6月22日付けで改正し、運輸省が指定した外 国の試験機関等において、技術基準に規定する試験を実施し、判定基 準に適合している場合には、当該試験機関が発行した試験成績書を 「保安基準への適合性を証する書面」として取扱うこととした。	Α	
輸入自動車に係る保安基準 への欧州基準の受入	` /	交「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」(平成12年運輸対処方針のとおり。 省令第5号)により、平成12年2月21日から、衝突時等の燃料漏れ防止 基準等について、実車破壊試験を実施しなくてもよい取扱いを新たに 設けた。	A	
並行輸入自動車取扱要領の 簡素化		交 「並行輸入自動車取扱要領細部取扱について」(平成9年3月31日自技対処方針のとおり。 第62号)の一部を平成11年6月22日付けで改正し、運輸省が指定した外 国の試験機関等において、技術基準に規定する試験を実施し、判定基 準に適合している場合には、当該試験機関が発行した試験成績書を 「保安基準への適合性を証する書面」として取扱うこととした。	Α	
輸入自動車に係る保安基準 への欧州基準の受入	` '	交「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」(平成12年運輸対処方針のとおり。 省令第5号)により、平成12年2月21日から、衝突時等の燃料漏れ防止 基準等について、実車破壊試験を実施しなくてもよい取扱いを新たに 設けた。	A	
並行輸入自動車取扱要領の 簡素化	-	「保安基準への適合性を証する書面」として取扱うこととした。	Α	
二輪自動車の基本構造を有する三輪自動車の分類の法令による明確化	(99600)国	交前面衝突時の乗員保護基準の適用範囲を検討した結果、側車付二輪自対処方針のとおり。 動車の二輪自動車部分の後輪を外側に移設した車輪配置を有する自動 車については、当該基準の適用が現実的ではないことから、新たに側 車付二輪車として定義付け、基準の適用範囲の明確化を図った。	Сс	
輸入二輪自動車の制動に関 する外国検査データの受入		交 運輸省が指定した外国試験機関が発行した「試験成績書」があれば、 対処方針のとおり。 当該試験を行った自動車と同一の構造を有する自動車に対しては、そ の流用を認め、国内での制動試験を不要としている。	D	
「木材防腐剤の性能基準及 び試験方法」(JIS K 1571) の見直し	(01640) 経	産 ISOにおいて環境区分(ハザードクラス)が合意されたこと及び2002年6月27日 第1回原案作成委員会((社)日本木材保存協会)を展 JISK1571が2003年に見直し期限を迎えることから、当該JISを含め木材催し、従来の加圧注入形の防腐剤に加え、表面処理剤(ホウ酸塩に2 防腐剤関連JISに関し、来年度見直しについて検討する予定。 いても検討)をK1570及びK1571に加える方向での検討を行っている。	用 Cc O	*

4 運輸・交通関係

		-		
案件名(番号)	省庁		現 状	
液体化学品(アルキルリチウム)の陸上輸送に際して、運搬容器に係る規制の根拠の明確化及び規制の緩和		旧消防庁は、ドイツ、英国、米国における規制の実態等を調査し、平成11年3月30日、危険物の規制に関する省令・告示を改正し、アルキルリチウムの運搬容器の最大容量を450リットルまで引き上げた。これにより、当該容器による国内での陸上輸送が可能となった(平成11年4月1日施行)。		A
危険物の運搬に関する規制 緩和について		海外において安全性が確認され国際的に流通しているタンクコンテナが国内においても円滑に流通するよう、 IMDGコードに適合する旨の証明書を活用し、必要書類の簡素化を行う、 タンクコンテナ陸揚げ後、速やかに完成検査を行う、 完成検査の際の安全確認をIMDGコードに適合する旨の表示等の確認で行い、検査の簡素化を図る、 必要な手続きの改正を平成12年度中に実施する。	第45号)により措置済み。	A
自動二輪車に関する規制緩 和		現状のままでは二人乗り禁止規制を解除することは困難であるので、マナーアップ等広報啓発活動を推進し、危険運転の取締を強化する。 自動二輪車の利用スタイル等を調査し、平成12年中に結果を得る、というOTO本部決定を行った。		D
	+	高速自動車国道の自動二輪車の最高速度を100キロメートル毎時に改める道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成12年政令第393号)を平成12年10月1日から施行。		Α
緩和	+	車両総重量750kgを超え2t未満までの小型トレーラに限定したけん 引免許を新設する道路交通法施行規則を一部改正する施行規則(平成14 年内閣府令第34号)を平成14年6月1日から施行。		А
送用トレーラーが通行でき る道路の延長	+	平成10年12月15日より、重要港湾等へのアクセス道路を中心とする約700kmの道路を指定道路として追加し、指定道路のネットワークが約33,200kmに拡大。 併せて、高速自動車国道・指定道路に接続する未指定道路のうち道路管理者が道路構造の保全及び交通の危険防止上支障がないと認めた道路について、当該道路が指定道路として指定されるまでの間、特殊車両の通行許可に関して指定道路と同様の取扱いを行うこととし、大型車の通行ニーズへの対応の迅速化を図ることとした。	拡大を図り、平成14年4月現在において約47,000km(高速自動車国道約7,000kmを含む)が整備されており、この結果、港湾等の物流拠点を連絡する一般国道(直轄国道等)についてはほぼ通行可能な状況。	<u>i</u>
の容器検査の簡素化		容器の検査に際しては、我が国では輸入容器に係る便宜を図るため容器を破壊する検査を行わず、米、独、英、仏、豪の規格に基づく検査データを受け入れている。国内の検査機関でなければ技術基準適合命令等法的拘束力が確保できないことから、国外の船級協会を第三者検査機関と位置付け、検査権限を委任することは困難。		Сс
アルキルアルミ陸輸用タン クコンテナに係る基準の見 直し		海外において安全性が確認され国際的に流通しているタンクコンテナが国内においても円滑に流通するよう、アルキルアルミニウムの輸送にIMDG-Codeに適合していることが確認されているタンクコンテナを使用する場合、容量1,900リットル以上のもの(苦情申立のあった容量22,142リットルのもの)も使用可能とするための法令改正を行う予定。	第45号)により措置済み。	A

外国製車椅子用改造車両の 特種用途車両への区分	(00605)	国交 特種用途自動車に該当するか否かの判断に当っては、運転者席(これ 特殊用途自動車の具体的な構造要件を平成13年4月6日に制定し、平成と並列の座席を含む。)を除く車室において、特種な設備の用に供す 13年10月から適用した。 る部分の面積とその他の目的に供する面積とを比較して、特種の用に 供する面積の方が大きいかどうかで判断する。	t D
モーターホームの保管場所証明に係る特例措置の拡大		餐察 自分の責任で保管するので、2kmを超える場所を保管場所として認め対処方針のとおり。 てほしいという要望は、あらゆる自動車に関してありえる。距離要件 は、都市部における保管場所の実態、徒歩で日常的、継続的に往復可 能という考え方に基づいている。特例を見直すことは適当でない。	D
ロシア製二輪駆動側車付二 輪自動車の適用区分の明確 化	` '	餐察 普通自動車に該当するので、普通免許又は大型免許を受けていれば運 措置済み。平成12年8月18日に通達を発出。 転できる。文書で周知する。 +	A
韓国の特殊車両の日本国内での運行	(00612)	国交 第18回苦情処理部会で、 安全・環境上の基準への適合性について制 対処方針のとおり対処。 度的担保が必要。 国際的な協定なしに法律改正はできない。 下関 港で出張検査・登録を行う仕組みを検討することは可能。と回答。	Сс
外国運転免許証の切替発行 手続の簡素化	,	経察 所管庁で免除対象国を判断する基準の妥当性を裏付けるために、資料 平成14年9月、韓国警察庁担当課長等と両国の運転免許に関する研究会収集、調査を実施する。調査にあたっては、両国間で研究会を開催し、情報交換を行った。調査事項等を十分検討する。	È Cc
電動アシスト自転車の原動 機に係る要件の緩和	(00637)	[察]中国製電動自転車については「人の力を補うため」のものとは言えな 対処方針のとおり。 いこと、その構造、運転方法等から原動機付自転車に該当する。	D

5 建設関係

案件名(番号)	雀	対策本部決定・対処方針	現 状		
建築用合わせガラスの強度 基準の緩和	(98571) 国	交 合わせガラスの耐風設計基準について、薄い方のガラスの厚さを基準とする方式からガラスの呼び厚さの合計を基準とする計算方法に変更し、実質的に合わせガラスの強度基準を緩和する。		ιA	
監理技術者に関する常駐義 務、資格要件の緩和	(00627) 国	② 海外の技術資格を有している者が、その技術資格をもって監理技術者になろうとする場合、1級施工管理技士等と同等以上の能力を有するものとの国土交通大臣認定が必要となる。韓国の技術資格「技士」の受験資格は、日本の1級施工管理技士の受験資格と同等以上とは言えない。		D	

6 情報・通信関係

案件名(番号)	省庁	対策本部決定・対処方針	現 状	
無電極ランプに対する高周 (98570 波出力規制の見直し	'	基準の策定のために省令改正等必要な手続きを進め、現在の個別許可	電波法施行規則の一部を改正する省令を平成11年7月28日付で施 A 行し、型式指定を受けた無電極放電ランプについては、個別の設置許可を不要とした。	

7 輸入手続関係

案件名(番号)		対策本部決定・対処方針	現 状	
風俗を害すべき物品(写真集・ビデオ)に係る税関の認定について		才務現下の社会情勢を踏まえつつ、過去の判例及び関税等不服審査会の審査結果に基づいて判断している。税関長の通知に不服がある場合は、 異議申し立てをすることができる。		D
自動車用カーペットの関税 分類について	`	才務 ロール状の原反であり、「自動車に適する特定の寸法及び形状」と即物 的に判断できないので、無税を適用できない。		D
関税率表第20類における砂糖含有率に関する関税分類の明確化		才務 野菜・果実等調製食料品(20類)において、砂糖含有量が2%以下で、野菜や調味料等にもともと含まれていることが不自然でないものは、「+ 1砂糖を加えたもの」ではなく、「2その他のもの」として分類。		A
委託加工品の輸入手続の簡 素化	(98579)	7務 用尺(1着を製造するため、どの位の生地を使用するか)を確認するために、マーキングシート等の提出を求めているもので、用尺が確認できれば提出が必要なわけではない。同一契約で分割輸入する場合は、初回に用尺が確認できれば、毎輸入時にマーキングシート等の提出は必要ない。	対処方針のとおり。	Са
加工・修繕品の積戻しの際 必要な「覚書」の廃止		材 「加工又は修繕のため輸出するものであることを証する書類」を添付する必要があり、原則として契約書の添付を求めている。契約書が提出できない場合、輸出者等との通信文書等、修繕事実を証明し得る書類で差し支えない。		Са
続の簡素化		初知的財産権を侵害する疑いがあるときは、輸入者、権利者等に輸入貨物に関する資料等を求める。当該資料等は、輸入の都度必ず提出する必要があるわけではない。同一商品の輸入でも疑いがある場合には資料の提出を求める。		Сс
意匠等知的財産権の認定に 係る手続の迅速化	(98582)	 探	対処方針のとおり。	Сс
銃刀法における「銃砲」と しての取扱の基準の明確化 及び同基準に基づく統一的 な取扱の免除	, ,	警察「鉄砲」の要件として、 金属製弾丸(釘を含む)を発射する機能を有する、 人畜に障害を加えるに足りる程度の威力を有する、とされている。釘打機については、危害予防の観点から、明確な基準に基づき、「鉄砲」に該当するか否かの判断を行っている。		D
る気密容器入り食品の関税分類の見直し		材 当該容器については、十分なデータが提供されなかったこと等から気密容器として認めがたい。プラスチックフィルム製容器について、平成13年6月20日付で通達を改正し、食品衛生法、JAS規格を引用した気密容器についての数値基準を公開した。		Сс
費用負担の見直し及び検査 要否の判定基準の明確化		材務関税等の適正な徴収、社会悪物品の阻止等から検査を行っており、輸入許可を受けるにあたり、輸入者は自らの費用で持ち込み、必要な検査を受ける義務がある。検査を必要とする貨物は、申告事項に基づき、電算システム等を活用して総合的に判断して決定している。	装置を平成13年2月横浜港、14年3月神戸港、大阪港に導入、14年度中に東京港、名古屋港、博多港に導入予定。	
コンテナ全量検査のためのX 線検査機の導入	(00617)	才務 コンテナごと検査できる大型 X 線検査装置については、12年度中に横浜港に導入予定。12年度補正で神戸、大阪税関に X 線検査装置に係る + 予算措置が講じられた。	効率的な検査を推進する観点から、大型 X 線検査装置を平成13年2月横 (浜港、14年3月神戸港、大阪港に導入、14年度中に東京港、名古屋港、 博多港に導入予定。	Ca

事前教示制度における回答 の取扱い及び記載内容の簡 素化	(00618)	対務 口頭による回答の場合、照会者は輸入通関時に事前教示を受けた物品と対処方針のとおり。 回答内容に関する情報を税関に提示できるものがないことから、文書 と同様な効力を持たせることは困難。製法の確認が必要なものについ ては、不明だからという理由で製法の記載を省略することはできない。	D
原産地証明の有効期限の延 長及び取扱い	(00619)	材務 輸入貨物について、その輸出国の製造等を明らかにするため、輸出の対処方針のとおり。 都度原産国の税関等において確認することが必要であるから、1回の証 明書で複数回の輸出を可能にすることはできない。貨物が到着するまで1年以上要するとは考えられないことから、発給日から1年以内とするのは合理的。	D
関税割当適用品目の許可前 引取り制度の弾力的運用	(00620)	材務 適用される税率は輸入許可時点ではなく輸入申告日に適用される税率 対処方針のとおり。 農水 となる。輸入割当を消化した上期に申告した場合、仮に輸入許可が新 たに下期に輸入割当を受けた後に行われた場合であっても 2 次税率 (高税率)になる。	D
NACCSによる輸出入申告手続 の弾力的運用	(00628)	材務 システムダウンした場合は、原則に戻って、書類による申告を受理す 対処方針のとおり。 ることになるが、NACC S 利用者でない者と取扱いに差異を設けること は適当ではない。したがって、執務時間外に申告せざるを得ない状況 が発生した場合でも臨時開庁手続を不要とすることは認められない。	D
原産地証明書の事後提出	(00629)	財務 申告貨物が、特恵関税を適用できるかどうかを確認する必要があるた対処方針のとおり。 め、災害等やむを得ない理由で提出できないことについて税関長の承認を受けた時以外、証明書の提出猶予を認めることはできない。税関長が物品の種類、形状によりその原産国が明らかであると認めた物品(HSコード4桁で218品目)は証明書の提出は不要。	D
対象貨物の指定の改善		材務「直近1年間に24回以上の輸入許可の実績」がないと、当該貨物の輸入対処方針のとおり。なお、制度導入以降1年半を経過していることがについて習熟しているとは認められない。 ち、その実施状況等を踏まえ、現行制度についての種々の検討も行っている。) D
散弾銃の所持許可に関する 判断基準の明確化について	(01645)	警察 「用途に供するため」所持しようとする者に対し許可するもので、所対処方針のとおり。 持する鉄砲とその用途との間に社会通念上妥当な関係がなければなら ない。本件散弾銃は、ライフル実包を発射する機能を有しており、そ の構造、機能は用途に合致しないものであり、所持を許可できない。	D

8 その他

案件名(番号)		省庁	対策本部決定・対処方針	現 状		
水泳プールの浄化システム に係る審査期間の短縮	(97556)	+	オーストリアの会社が新開発した水泳用プールの当該浄化システムを 日本国内で使用することについては、基本的に衛生学的技術的に問題 はない。ただし、使用時には通達にしたがって亜塩素酸濃度の測定を することが好ましい。		Α	
都道府県及び政令指定都市 が所管する公立病院の調達 手続の改善	(97558)		施行令の一部を改正する政令」が閣議決定された(平成11年2月12	地方公共団体における総合評価方式の導入を可能とする「地方自治法施行令の一部を改正する政令」が施行された(平成11年2月17日)。		
身体障害者用補装具の基準 外交付における基準の明確 化	(97561)		において、専門家が障害者の状況に応じて個々に判断するものであ	補装具は、障害者の身体状況に適合することが最も重要であり、基準 外補装具の給付対象となる障害者の身体状況は様々であると考えられ ることから、国として一律に交付決定基準を示すことは適切ではな い。	ι	

等に係る火薬類販売営業許 可の多様化	,	+	販売業者が小量の火薬類を使用した二次製品のみを販売する場合で対処方針のとおり。 あって、瑕疵により返品された製品を貯蔵する余裕がある場合、火薬 類取締法施行規則に定められている数量を限度として火薬庫の所有等 を例外的に認める旨都道府県に周知した。	Α	
医療系養成施設の指導要領 における医学用模型規格の 廃止	,	+	担当省庁は、理学療法士・作業療法士については平成11年3月31日付け対処方針のとおり。 で、その他の養成施設については平成11年8月2日付けで要領を改正 し、人体解剖模型に係る分解数の規定を削除した。	Α	
上陸審査基準の見直し	(98584)		在留資格「投資・経営」に係る基準においては、必ずしも現地人2人の平成12年12月、2人以上の常勤職員を雇用しない場合には、そのガイ雇用がなくとも、「その程度の規模」の投資があれば、投資・経営者ドラインを「新規事業を開始しようとする場合の投資額が年間500万円としての上陸が許可されるが、規模を明確化するため、2人を雇用しない場合の合理的な審査上のガイドラインを平成12年中に作成する。	Α	
模型ロケットに関する譲受 許可と消費許可の緩和	(99590)	経産	大型の模型ロケットの具体的な仕様に関する情報がない現状において対処方針のとおり。 は、火薬類による災害を防止する等の観点から、火薬類取締法第25条 第1項のただし書きにより消費許可が不要な場合とすることはできな い。	D	
模型ロケットに関する火薬 類取締法上の輸入許可申請 時期の変更	(99591)		「火薬類取締法第24条(輸入)に係る解釈について」(各都道府県知事等 対処方針のとおり。 宛て平成12年12月5日付)において、下記を内容とする解釈を示した。 輸入許可の有効期間は、将来の陸揚げ予定日を含む一定の期間(例 えば、陸揚げ予定日の前後1ヶ月)を有効期間として設定することが可 能。 輸入許可申請については、複数の陸揚げに係る申請を一つにま とめて記載し、提出することが可能。	A	
輸入割当が必要な模型ロケットの輸入許可と輸入届 出制度の廃止	(99592)	経産	輸入は国内に新たな火薬類を増加させる行為であることから、災害を 対処方針のとおり。 防止し公共の安全を確保する観点からの事前の許可と実際の届出から なる火薬類取締法上の規制は必要不可欠。	D	
日本下水道事業団の標準仕 様書の性能基準化	(,	+	フレキシブルシャフトに巻付き防止カバーを取り付ける構造を持つ一対処方針のとおり。 軸ねじ式汚泥ポンプについては、スクリーンかすや毛髪等の巻付きに よる閉塞のおそれが少ないと判断されたため、平成12年7月、日本下水 道事業団発行の機械設備標準仕様書を改定し、この形式の一軸ねじ式 汚泥ポンプを仕様書に追記した。	Α	
浄水用粉末活性炭の入札仕 様書における国産品限定要 件の削除	,	+	本件に関しては、厚生労働省より当該地方公共団体に対し、水道施設 対処方針のとおり。 の技術的基準を定める省令に規定されている性能を満足すれば、外国 製の粉末活性炭であっても浄水処理に使用することが可能な旨を説明 したところ。これを受け、当該地方公共団体では国産品限定要件を削 除した。	Α	
		総務	地方公共団体が行う入札における入札仕様書については、その地方公対処方針のとおり。 共団体が自己の権限及び責任において、独立して作成するものであり、その手続に違法性が認められない限り、総務省として国産品限定要件を削除するよう当該地方公共団体に助言することは適切ではない。		